

第五十五回国
参議院文教委員会
會議録第九号

昭和四十二年五月三十日(火曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

辻 武寿君

補欠選任

北條 浩君

五月二十九日

辞任

鶴岡 哲夫君

補欠選任

千葉千代世君

出席者は左のとおり。

委員長

大谷藤之助君

理事

楠 正俊君
中野 文門君
秋山 長造君
鈴木 力君

委員

北畠 教真君
近藤 鶴代君
玉置 和郎君
内藤三郎君
吉江 勝保君
千葉千代世君
柏原 ヤス君
北條 浩君
林 塩君

國務大臣

文部 大臣

鈴木 亨弘君

政府委員

文部大臣官房長

岩間英太郎君

文部省初等中等

事務局長

齋藤 正君

文部省大学學術
局長 天城 勲君
事務局側
常任委員会専門
員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件
○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員
会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。去る五
月二十六日、辻武寿君が委員を辞任され、その補
欠として北條浩君が選任されました。また、昨二
十九日、鶴岡哲夫君が委員を辞任され、その補欠
として千葉千代世君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) 国立学校設置法及び国
立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
本法案につきましては、すでに提案理由の説明
を聴取いたしておりますので、これより質疑に入
ります。質疑のある方は順次御発言を願います。
なお、政府側より、鈴木文部大臣、天城大学学
術局長が出席いたしております。

○鈴木力君 この法案の提案理由によりまして
も、この法案提出の主たる理由の一つに、大学急
増対策ということが含んでおるといふことなんです
が、この方向について私どもも賛成なんですか
けれども、問題は、この大学急増対策というのはど
ういう形で進んでいけばいいのか、この辺につい
てはすいぶん問題があるだろうと思ひます。それ

で、その問題について若干伺いたいのですが、統
計が出ておるか出ていないかわかりませんが、れど
も、ここの高等学校の卒業生と、それから大学
志願者、それから大学の募集定員、したがって、
これらの結果から浪人がどの程度に出ているの
か、浪人の状況がどうなっているのか、これらの
あらましについてまず説明をいただきたいと思ひ
ます。

○政府委員(天城勲君) 本年度の数字につきまし
ては、指定統計の発表がまだございませんもので
すから、推計でございまして、御承知願いたい
と思ひます。四十二年三月の高校卒業生が百五十
八万八千と推計されます。そのうち大学への志願
者、この推計をとりましますと五十三万七千ござ
います。約三三・八%と推定いたしております。そ
れから浪人の問題でございまして、これが最近の
動きが非常に浮動でございまして、前年度受けた
者がどのくらいもう一度受けるかという過去のい
ろんな実績からいろいろ推定いたしておりますが
、最近はやや下がっているような傾向がござ
います。二、三年出ておりますので、本年度は大
ざっぱに言つて、数字的に言いますと、二十一万
七千という数字を検討したわけでございますが、
大体二十万ちょっとぐらいいかないかと思ひます
が、合計で七十五万四千という受験者が出
る、これに對しまして入学の実員が、これまで各
学校で定員はわかつておりましたけれども、私学等
における実員が最終的にまだわかりませんもので
すから、これも大ざっぱな推計でございまして、れ
ども、四十一万から二万ぐらいいは結局合格して
いるのじゃないか、こいう検討をいましておりま
す。大体以上でございます。

○鈴木力君 そういたしますと、これは推計です
からやむを得ないわけですが、大体こしし入学し
かねた学生というのが十二、三万というところで

すか、こいうふう聞いてよろしゅうございま
すね。

○政府委員(天城勲君) いま申し上げました基礎
数で申し上げますと、やはり二十数万になるん
じゃないかと思ひます。

○鈴木力君 浪人を入れると三十万ぐらいいに
なりませんか。

○政府委員(天城勲君) いまのは浪人の数だけ
でございます。

○鈴木力君 これは数字の問題でありますから、
あとで調べればわかることであつて、また、多少
違つたところで大きな問題じゃないわけでありま
すが、問題は入学志願者の質の問題もあらうと思
うのです。質というのは、質的にいいか悪いか
じやなしに、事実上の志願者と、それから結果的
に出た志願者との数が、これは統計をとれと言つ
てもちよつと無理だと思ひますから、それはお伺
いはいたしませんけれども、要するに、大学入学
を希望している者が、希望しながらも、いまのよ
うな入学試験その他の状況から進学をあきら
めておる者というのもあるやうな気がいた
します。そういたしますと、まあこれはつかんで
いないから確実というわけにはいきませんけれど
も、大体まあ二十万前後というのが毎年浪人とし
てはき出されていく、さらに潜在志願者といいま
すか、さきに私が申し上げましたやうな、そいう
うのものも含めまして、大学の進学対策というの
は、これは相当重要な問題になつてくるだろうと
思ふのであります。そこで、こしこの大学を
設置をいたしまして、若干急増対策はできた、し
かし、こしこの定員増ぐらいいでは、いまの伺いま
したところのはみ出した学生の救済という形には
ほとんど手が届いていないと思ひます。したが
いまして、私が伺いたいのは、こしこのこいう

状況から将来の急増対策の構想を持っていられるのかどうか。持っていられるなら、どういう構想で急増対策をなさるか、それを伺いたいと思います。

○政府委員(天城勲君) 実は急増対策ということばが適当かどうか、ことばとしては私どもも疑問に思っております。現実にいわゆるベビーブームの波がだんだん年とともに上級の学校の門に迫ってきたという事実から、こころばらくの間、大学志願者が非常にふえると、そういう事実はわれわれも十分考えております。と同時に、最近、大学

への進学希望率と申しますが、率そのものもたんだん上がってきておる、その量的な問題と、それから進学志望者の志望率の上昇と、この両方からいわずゆる急増期をどう処置するかということ、四十年、四十一年、四十二年あるいは四十三年くらいのとこで、大体数字的に見ますと山になるものですから検討いたしておるのですが、御存じのとおり、計画と申しても、われわれ私立立大学あるいは公立大学につきまして、御存じのようないふ許認可の権限責任を負うだけでございます、実際のところまでいろいろ規制をする立場にございませぬものですから、数字的にいって数を確保するという措置はできないのでございますが、大体、全体の見通しと流れの中で、過去の実績から見まして、志願者の六割くらいがその年に入っておるようですが、多小の出入りはございします。五〇%台のときもございしますし、六〇%台のときもございしますし、

数%のときもございますけれども、大体、志願者の六〇%を中心としたくらいが入学できるようにしませんと、当該年度の子供たちに非常に不公平な扱いになる。その辺を非常に大きな目安でございいますから中心いたしまして全体を考えておるわけでございます。過去においても大体その辺のところで入っておりますので、その辺の合格率が維持できれば、非常にふくれ上がった時期におきまして、さほど不公平なことにはならないだろうというのが一つの考え方でございます。なお、全体の規模がどうなるかということにつきましては

しては、進学率の上昇ぐあいとか、あるいは各学校の規模の問題等いろいろな関係がございますので、あるいは最終的にも数字的に申し上げたようなまだ計画というものは持っていないのでございます。

○鈴木力君　そういたしますと、今後ずっと六〇％の進学率——進学率といいますが、合格率といいますが、志願者に対して六〇％くらいはずっと学校に進学していける、そういう態勢をとりたいというのが、いまの文部省の方針だと、こう承つていいわけですか。

○政府委員(天城勲君)　ここ数年の、いわゆる急増期においても過去の大体六割前後の合格率というものは維持しなければならぬだろうというのの、いま申し上げた考え方でございます。と同時に、大学全体の量的な問題を考えます場合に、よく言われることでございますが、大学生が多過ぎるとか、あるいはもっとふやせという議論もございしますが、これらにつきましては、大体、同年齢層の何%ぐらいが高等教育に在学しているかというような大数的な見方もひとつございまして、これは逐年上がってきておりますけれども、これも一つの全体をながめる指標になろうかと思ひます。私たち高校からの進学率という問題と、それから合格率という問題と同年齢層の何%ぐらいが大学にいくかというその点が、非常に大観する一つの指標になるのではないかと、大ざっぱにそう考へております。

○鈴木力君 私はいまこれを伺いましたのは、大学が多過ぎるとか、少な過ぎるとか、そういう議論は確かにあることも承知しておりますが、この問題はちよっと簡単に議論してもどっちだという結論は得られそうにありませんし、また、文部省としても、この問題はさらに研究なさっていることだと思いますから、そういう点についてはあととどかにしたいと思います。ただ、少なくともいまの教員の問題で、大臣はこの前、文教委員会で秋山委員の質問に対しても、いまの六三制をくずすという考えはない。六三制を基準にして充実をしなが

ら、その欠陥を克服するために検討する。そういう意味のことをお答えいただいたと思うのですが、そのお答え方に私どもも賛成なんです。で、そういう立場に立ちまして、いま最も問題になるのは六三制と言いますが、六三三四の教育体系、この六三制の教育を最もゆがめているのがいまの大学の——大学というよりも大学の入学試験なんです。こう現在言われております。これはおそらく中教審からの答申の中に後期中等教育のあり方ですか、拡充整備について、その答申の資料の中に、そういう意味のことが指摘をされている。したがって、入学試験のあり方をどうするかということだけでも、しかし、救いようのないような気がする、入学試験という問題と、それからいまの大学の定員と志願者の関係と、それからいまの後期中等教育なり、六三教育の体系の問題なり、こういう問題が一貫して検討され、打開をされていかないと、いまの状態がいつまでも続くんじやないかという気がいたします。したがって、まして、いまの、今後の何と言いますか、大学志願者に対する対策は一応おくといたしまして、入学試験制度について文部省がいまどうお考えになつていられるか、あるいは改善案等があったら、その具体的な御意見等も伺いたいと思います。

に對して、やはり三年間ならば三年間、高等学校の指導の成果というものは、ただ一回の試験よりかはるかに信頼性が高いのじやないかということ、具体的には高等学校の調査書を重視してほしいという要望も高等学校からございますし、また、これに關するいろいろな調査等からも、高校の成績というものと入学の成績との関連においてかなり相関度が高いというようなことも調査の結果が出ておりますから、最近は一つの方法として、高等学校の調査書を大学の入学選抜に大いに重視するということを一つ考えております。これはある意味では單なる受験勉強というものの、あるいは受験技術というものから受験生を解放しなくてはならぬという考え方が一つあるわけでございます。

もう一つは、この高等学校の調査書を尊重する一つの方法として、高校からの特に責任を持って推薦する制度、最近はいくマル A などということばを言っておりますが、学校で特に責任を持って推薦できる人は、そういう調査書の書き方もけっこうであるというような実態がだんだん普及してまいりました一方、高等学校の内申書の問題、あるいはその他の大学の入試に關して、あるいは格差とか、各大学のばらばらの状態がよく問題になるものですから、これは中教審の答申に基づきまし

○政府委員(天城勲君) 御指摘のとおり現在の大学入学試験制度と申しますか、あるいは問題が高等学校以下の教育に相当な影響がある、また、しかもこれは日本において独特な教育上の問題という点についても、われわれの認識も、先生のおっしゃる点同感でございます。また、浪人という問題も日本独特の問題だと言われるわけでございまして。これは私、基本的には入学選抜というものは、学生の高等学校から大学への受け渡しといえますが、授受にあたるものですから、両方が協力しなければならぬということが基本的だろうと思っております。高等学校側も、大学側も、そこで従来、大学の入学は大学の学生をとるのだから、大学の意思で決めるといふ基本線がございますけれども、入学試験も、いわば大学側の意思だけでやればということ

て、いわゆる能研の実験的な仕事も進んでおります。これは能研につきましてはいろいろな批判もございまずようですが、基本的な考え方としては、そのテストをいわゆるアチーブメントのもののだけでなくして、もっと能力適正を見るテストが必要じゃないかという面での研究を進めている機関がございまずと同時に、全国的に行ないますれば、いわゆる格差と言われている問題、あるいはいろんな評価の場合の一つのものさしと申しますか、標準に使えるのじゃないかというようなことから能研の趣旨を理解していただくようにいろいろお話ししているわけでございますが、これは強制というわけにまいりませんので、学校の理解の得られるところからこれを活用していく、こういうようないろいろな方法でもって改善にわれわれ

も努力しております。具体的には私たちのほうに入学試験の改善委員会を設けまして、これに大学側と高等学校側の方々を委員になっていただきまして、両者で構成して検討していく、国大協におきまして特別委員会を設けて、入学試験の問題を検討しておりますが、高等学校側で、高等学校校協会の中で専門の機関を設けて、たえず検討いたしております、それらの機関の意思ができるだけ歩み寄っていい方向が出るようにお互いに努力しているというのが実情でございます。

○鈴木力君 一つ聞いてもこの種の問題は研究している、いい方向にいくように努力をしておる。これはもう何年か同じことを繰り返しているという気がするのです。入学試験がいまの教育をゆがめているというところは間違いない事実だと、私はそう思うのですけれども、そういった事実と、研究しておることによって、これが是正をされるのかどうかということになりますと、これはちょっと細かい話だと思ふのです。少なくとも私もいろいろ詳細に見ておりましたけれども、いろいろな話を聞いたり、いろいろなものを読んでみても、この大学入学試験のほうに中学校にきておるわけです。ひどいところは小学校にもきておるわけ。こままできておるのです。いま研究しておるということではどうも私も納得しきれないような気がするのです。たとえ、いま伺いますと、基本的に両方が協力しなければならぬ、このことについては異論がございません。ところが、両方が協力しなければならぬというのは、おそろく戦後のいまの教育制度始まって以来のことだったと思う。それはみんなわかっておいて協力ができなかった。だから、いまのような結果が出てきたわけですね。そういったと、協力ができないという理由はどこにあるのか、その辺は検討していらつしやいますか、どこにあると思ひますか。

○政府委員(天城勲君) まあ私、研究しているというのを申し上げたのは、ただ考えているという意味で申し上げたものではございませんので、法

律制度のようによつてと変えて、新しくそれへ切りかえるというようなことがこの場合にできないものでございまして、いわば積み上げの努力を繰り返さなければならぬ、その意味で申し上げたら、表現が毎年同じようなことだということになるかも知れませんが、それなりの努力は重ねて、それから私は私の考えておるところでも非常にデンプオはおそいと思うのでございましてけれども、いづれも皆さんが現状でよくないという認識においては一致しておるわけですから、できるところから改革しようというところからやっておることはもう事実でございます。先ほど申し上げた調査表の重視の問題、調査表をどういうふうにしたら最も利用

しいかということでは毎年うふうし、その点の改正を行なっていくということは努力いたしておるわけでございます。一番の問題でございまして、高等学校と大学の関係、協力し合うという問題、これは、実は具体的なことでございまして、実は中教審の三十八年の答申がございまして、能研制度を創設いたしましたときに、これこそ高等学校側と大学側の協力体制の一つの橋渡しの場になるのじゃないかということ、全国的にはもちろんでございますが、府県の単位に地域の高等学校と大学とで入学試験の問題をめぐる懇談会がいろいろ開かれたのでございまして。ある場合には文部省があつたものでございまして、また、われわれが招かれて出たものもございまして、あるいは地域的に開かれたものもございまして、そのときに、私もあるところで、入学試験の問題をめぐって両者で会合を開いたことは初めてだという話もあつたくらいであります。要するに、場を同じくして話し合う機会がなかつた、非常に妙なことでございまして、それが一つあつたと思ひます。それから大学側で、やはり入学の問題は自分たちの仕事だから自分たちでやるのだという気持ちで非常に強かつたのじゃないかと思ひます。そういう点がだんだん両方の意見が歩み寄つてまいりましたのと、それから何よりも、これはわれわれも非常に進めておるのでございまして、追跡調査をやつ

てみますと、問題がかなりはつきりいたします。それをなかなか大学がやらなかつたのですけれども、最近、かなり積極的に熱心な先生がおられてやっておられますが、こういうことがあらわれてこつてまいりました。ただ、口で申しまして、外部から言つてもなかなかその結果が実質的にこれがわかるものではないので、私も追跡調査ということとをできるだけやつていただきたいということを申し上げたのであります。それによつて高等学校側との関係、高校の教育その他の条件もだんだん明らかになってくるものですから、これは一つのいい方法じゃないかと考えております。

○鈴木力君 努力してないとは私は決して申し上げません。努力してないとは認めますけれども、効果のある努力をなさつていただかないとなかなか期待に沿わないのじゃないかと、こういう意味で申し上げておるわけですから、しつこく、いままの懇談会ができた、あるいは追跡調査の結果が出てきてだんだんに改善をされていく、こういう話を承りますと、たいへん明るいみたいなの話になりますけれども、しかし、現実にはもう中学校から試験準備はいまから始まつておるわけですから、それで、中学校が入学試験準備をいまから始めているのは、問題は大学の入学試験というのが頭にあるのです。それから高等学校の入学試験の問題が出てきて、中学校と、そう動いてくるわけですから、こういたしますと、そうあまりのんびりばかりしておられないような気がいたします。したがつて、私はいまの能研テストという話も出ましたけれども、能研テストといふかという議論を始めますと、これはまあたいへん議論になると思ひますから、これはあと回しにしたいと思ひますけれども、たとえば、能研テストの話がいま出ましたからちょっと伺いたいのですが、国立大学で能研テストを入学試験に採用している大学は幾つございましてか。

○政府委員(天城勲君) ちょっとその前に、御質問の受け取り方として、私はこう理解するのです

けれども、能研テストだけで入学試験にかえてしまふという考え方のところはもう一つもございせんし、それから能研自身があの思想の中にその考え方は初めからございせん。入学試験資料としてどこまで使うかという見方だと思ひます。これにつきましても、いままでもいろいろな経過がございまして、四十二年の例で申しますと、国立大学で入学試験の資料にした大学はほとんどは一つでございます。

○鈴木力君 相当ある国立大学でこの能研テストの結果を当然資料として使うわけで、それを入学試験にかへるとは申しませんが、資料として採用しておる学校が二校ある。これは私が聞けば一校しかないと聞くほうがむしろ正しいと思ひます。なぜ能研テストがこのように国立大学のほうに採用されないのであるのか、この辺については文部省としては検討しておりますか。

○政府委員(天城勲君) これは私は一つはたいへん能研テストの趣旨が誤解されておるということの一つあると思ひます。一つは、いま申し上げたように、個々の大学の行ないます入学試験は、やめてしまつて、これにかへる。しかも、かえさせようとして強制力がどこからか及ぶのじゃないかという誤解がかなり最初にあつたと思ひますが、能研のものの考え方の中にはそういう思想は初めからございせん。したがつて、それが一つ誤解じゃないかと思つております。もう一つは入学試験の何と申しますか、実施の権限は大学にあるのだ、だから、大学にあるのだというところは自分が問題を出して自分が採点して、自分が最終まで決めなければならぬ大学が選抜権を完全に行使してないのだという考え方が日本では非常に根強いんじゃないかと思ひます。よく言われますが、諸外国でも入学選抜にこままでやつておる国というのは例外中の例外じゃないかと指摘をされておるくらいであります。そういう伝統ともの考え方ではございまして、第三者の、あるいは第三機関の資料を使うというところに対して消極的であるということが依然として大きな原因であらうと思ひま

す。もう一つは学力のテストと、それから能力のテストというものに対して、これは理論的な問題というよりも学問的な問題かもしれないけれども、十分に実質的な検討も進んでおらないために、まあ従来からいけばアチーブのほうは安全だという気持ちがあるという、能力テストのほうはなかなか食いつきにくいということが一つあると思います。もう一つは、全国的に見た場合に、特に私学にはもう一つ財政上の、私学の経営上の問題が日本ではからまつておりまして、これは理論ではわかってはいたけれども、現実に私学の経営上の問題、特に財政上の問題がからまつてくるものから、ちょっと別の要素が加わつてきておると思います。国立だけでもという議論が出てくると思いますが、国立についてはいま申したようなものの考え方がございまして十分に浸透いたしておりません。先ほど申しました追跡調査と申しますのは、高等学校の成績、あるいは能研の成績、あるいは大学の行ないました試験、入学試験、そういうものと入学後の成績というものをかなり追跡調査して調べておる大学がございいます。また能研でもいろいろやっておりますが、そういう実績の中からそれぞれのテストの持つておる意味というものがだんだん明らかになってまいりますれば、以上の理解が進むのじゃないかと考えております。一方、大学の能研テストを利用する場合に、これはもう新聞にも出たことで御存じだと思ひますが、芸大が昨年は採用いたしました。ところが私たちが見ますと、いろいろな他の要件を、他の要素を織りまぜて学生の激しい反対運動が起りました。ことしは長崎でやりましたけれども、長崎についても同じような他の問題とからみ合った激しい反対運動、あるいは場合によりまして、学園紛争の一つの具になってしまつた。ことしも国際キリスト教大学で大きな紛争が起きておりますが、これも何か能研テストがきっかけのようになってしまつて、この辺、私たいへん能研テストを純粋に考えるべきもののなのに、残念な現象が続いておると思つております。

○鈴木力君 入学試験と能研テストの話を繰り返しているとき長くなりますが、しかし、私はこれは非常に重要な問題だと思ひますので、きょうのこの設置法のことは、直接はこれによつてどうこうという問題でもありませんから、時間の関係もありまして、私はきょうはこの問題はこれでやめておきますけれども、ちょっとお願いをしたいのです。それは大臣にも聞いてもらいたいの、たとえば能研テストというのを文部省がつくつたといひますか、文部省の方針のもとにやつておるわけですか。これをやり出してからもう相当の年数です。ね。相当の年数なのに、たとえば入学試験の資料にできるという考えからやつておつても、たくさんある国立大学でことしは一校だ、前に採択した学校はもうやめる、こういうことを繰り返しておるわけですか。私立大学もそうです。そのときに、ただ、趣旨がわからないのだ、誤解なんだ、そういう形でだけこれを言い切つてしまつておるというところは、これはちょっと私は問題が多いと思うのです。いまの大学の考え方が悪いからしょうがないのだ、大学が入学試験を自分でやつて自分で入学者をきめるという考え方は外国には少ないけれども日本には多い。この根性が直らないから幾らいい指導をしてもだめなんだ、そういう言い方できめつけてしまつて、この問題をずっと続けておつても、私はこれは意味がないじゃないかという感じがするのです。これは能研テストについて私は私も意見がありますけれども、これはあとでいつかの機会に申し上げたいと思うのですが、こういう問題については再検討したらどうかという感じを持つておるわけでありまして、同時に、この入学試験全体の問題については、できるだけ早く、文部省としてもこうなんだ、あるいはここから手をつけるという具体的な問題等についても、これは努力をしてみたいと思ひます。ついででありますから、この能研テストの問題についてはいろいろな資料をあとで私はちょうだいして、私も少しこの問題については勉強してみたいと思ひますから、あとでお願いしたいと思ひます。能研テ

ストじゃないに、この入学試験の問題はそれだけでやめますが、したがひまして、第一に私が申し上げましたこの大学急増対策、これを提案理由を拝見いたしますと、学校の学部を創設をいたしましたり、そういう形で急増対策の一環としてやられた。その一環としてやられたことについては賛成でありますけれども、しかし、急増対策というのは、学部を一つか二つつくつたつて、これだけで急増対策を済ましたというのでは、いまの問題の解決の糸口にもつかないような気がいたしますから、そういう面も総合的に今後検討願ひたい、こう思つておるわけでありまして。

その次に、ちょっと進みますが、この法案で出されております芸術工科大学について、実は、これは私はいろいろな形で審議を早くしてくれと言われまふけれども、ちょうだいして資料で審議のしようが私にはない。提案の理由もございませうけれども、新しく日本にまだ全然なかった芸術工科大学というものを今度つくるのですから、もう少し親切に、審議を特に本気にやれという場合には、どういふものを一体芸術工科大学といふのか、その構想は一体どういふことになつてゐるのか、そういうような資料をお出しただいて、そうしてその資料を拝見の上で、あとでこれについては質問申し上げたいと思ひます。資料を提出していただくことはよろしゅうございませうか。

○政府委員(天城勲君) 結論として、いま間に合う資料をさがしまして提出したいと思ひます。いますぐのこととさせていただきます。

○鈴木力君 すぐと言ひましても、できない相談は申し上げませんから、できるだけ早くいただきます。

○政府委員(天城勲君) 至急提出いたします。

○鈴木力君 それでは、いまの芸術工科大学のほうは資料をちょうだいいたしましてから後刻御質問申し上げたいと思ひます。

その次に、教員養成大学の名称の変更について若干伺いたいと思ひます。学芸学部を教育学部

に、あるいは学芸大学を教育学にする、この件につきましては、前の通常国会のときにも相当議論した問題でありますから、私はこれをむしろ返しはいたしません。ただし、前に名称変更いたしました場合に、私どもは名称だけ変更しても何にもならない、そういうことをぜひいふべく申し上げた記憶があるのであります。まず、一カ年前に学芸学部を教育学部に切りかえて名称変更した大学について、中味を具体的にどう変えてゐるのか、それらについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 当時、昨年の法案の御審議の際に、名称変更とそれに伴う諸措置についての質疑がかわされたやうでございます。私あとで速記録で拝見いたしましたけれども、要するに教員養成の目的、性格を名称の上から明らかにしていくということ、その後、文部省としてのとりました措置といたしましては、主として五教科を中心とした学科目と整備、具体的には教員の充実にございまして、そのような措置を進めてまいつてきてゐるの、その後の実情のごく大ざっぱな基本でございます。

○鈴木力君 もう少し詳しく伺いたいのですけれども、五教科の整備、教員の充実ははかつた、これだけじゃちょっとぼくはみだめなないのですけれども、五教科といふのは何々なのか、それからまた、大学の設置基準がどういふふうになつてゐるのか、あるいは手続として各大学は教育課程をどういふ形に直したのか、それらの点を相当詳しく伺いたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) たいへん御謙いたいなことを申し上げて恐縮でございます。私たち五教科の整備と申し上げておりますのは、国語、理科、数学、社会、英語の五教科でございますが、これの充実ということで、実は教官組織がこういう科目について不十分な大学がございましたので、これの充足をはかつてまいりました。四十一年度で五十九名、四十二年度六十三名の教官増をいたしたのがこの措置でございます。それからこれ

は一つの試みでございますけれども、東京学芸大学、これは御存じのとおり、名称が適当なものがございませぬのですから、まだきまらないわけでは、教育大学と申しますと、東京教育大学がぶつかってしまうのですから、まだそのまゝの名称でありますが、この東京学芸大学に、初めて教員養成を中心とした修士課程、大学院の設置をいたしまして、教員養成大学の学問的な水準の向上と同時に、教員養成を中心とした大学院のあり方というもののその一歩を踏み出してみたいのでございます。

そのほか、カリキュラムの問題でございますけれども、これはカリキュラムと申しますか、全体の基準でございませぬけれども、これは大学設置審議会の基準分科会で、基本的な大学全体に通じます大学基準の御答申が一応出ておるわけでございますが、その後、専門分野での関係学部基準というものが、なお検討中でございます。教員養成学部につきましては、その関係学部の基準の一つとして検討はされておりますけれども、まだ具体的にきまされたものが出ておりません。大ざっぱに申しますと、その後の様子は大体そういうようなことでございます。

○鈴木力君 これは大臣にひとつだけ伺いたいのですけれども、私は、名称を変更して、そして多少、五教科に教官を増加した、こういうことだけで、いまの大学設置基準の各関係学部の基準の答申すらまだ出ていない。私は教員養成学校の基準の答申はまだ出ていないと記憶しているのですけれども、間違いないならば、そういう答申すらまだ出ていないのに、看板だけ塗りかえを急がなければならぬ。もしな残ったものを全部看板を塗りかえたその理由について、大臣に簡単に伺いたいと思います。そのあとまた局長さんに伺います。

○国務大臣(鈴木幸弘君) この教員養成大学につきましては、特にいろいろ歴史的に論議がかわされてまいりまして、大体、時代とともに大きな流れが

変わってきたと思っておりますけれども、特に終戦後におきましては、あの当時、師範学校をどういうふうにするかという問題のときに、いわゆる昔の師範学校のあり方が、一つの教員の養成機関という狭い視野に立って人間養成をしたことに對して、非常な欠陥があったということから、一般教養の先生の養成をして、その一般教養から出ました者が、必ずしも教員になるということではなしに、その中から教員の特別課程を履修した者に教員の免許状を与えるというような考え方で、いわゆるリベラルアーツでございますか、学芸大学というような主張が非常に強くて、そうして、学芸大学というものが誕生したわけでございます。ところが、その後におきまして、やはり教育者として、ほんとうに教育の職に一生を捧げるといううな気持ちであるならば、はつきりと教育者になるという目的を掲げて、そうして教員養成の大学に、教育者となるという意思を持って入ってきた者を教育者として育成するというのが正しいのではないかと、この理論は常に繰り返されてきていると思ひますが、終戦後におきまして、学芸大学のあり方についていろいろ論議された結果として、中教審で、やはり教育者としてのはつきりした自覚のもとにおいてやるために、教育大学教育学部、こういうふうにはつきり目的をすべきだという論が大勢を制しまして、その答申になったと思うのでございます。お説のとおり、その名称を先に變更しまして、内容面についてはまだその基準も明確にきまつておりませんけれども、しかし、私は学芸大学なり、学芸学部でございますときに、おきまして、大体、教員養成の基準に基づきまして実質的には養成されておつたものでございませぬから、その教育内容については大なる変革があるとは考えられません。ただ、たとえば一般の学部が併設されております大学等におきましては、この学芸学部で他の学部の教養を受け持つとか、いろいろの面があつたと思ひますが、しかし、はつきり今度は教育学部といたしまして、学部の形態を明確にして、そうして、その専門教科に

つきまして、これを強化していくという方向に一致いたす努力をいたしているわけでございます。まあ基準が決定はいたしておりませぬけれども、大きな変革と申しますか、それは学芸学部であつたときと、そう違つたものは、現段階では出てまいらないのではないかと申します。ただ、私自身としまして、教員養成の問題につきましては、私は非常にむづかしい問題があると思ひます。特に小学校の教員と、中学校及び高等学校の教員とは相当本質的に違ふものがございます。小学校では全教科を一人の教員が担任するというところに非常にむづかしい問題がございます。ほんとうの意味において、私は教員養成の対象と考へられるのは、小学校の先生が主として対象として考へられるべきではないか、他の教科につきまして、一般的担任科目を専門的に持つという教科の先生につきましては、必ずしも教員養成を主とする大学ではなしに、やはり専門的に教科を習ひました者に対して、ある程度の教育的専門科目を履修させることによりまして、これを教員にするということも可能である。しかし、小学校だけはこれではできないのじゃないか、だから、この小学校の先生を対象にする教育大学と申しますか、これは非常にむづかしいものがあると、こう考へておりますし、全科目でございますから、どうしても学問の内容は一般教養という面が重視されてまいります。その面におきまして、私は現在では教育大学にこれを變更いたしましたけれども、しかし、教員養成の問題は実際むづかしいのでございませぬから、今後とも十分このあり方について研究し、しかも研究しつつ向上させていかなければならぬ、かように思つておるわけでございます。

○鈴木力君 教員養成の問題はむづかしいということばかりでした。あとしばらく局長さんにもう少し伺ひまして、後刻また大臣に伺ひますけれども、局長さんに伺ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) この教員養成大学につきましては、特にいろいろ歴史的に論議がかわされてまいりまして、大体、時代とともに大きな流れが

なかつた者との比率は、一年だけじゃぐあいが悪いのですが、最近の統計があつたらそれを示していただきたいと思います。

〔理事中野文門君退席、委員長着席〕

○政府委員(天城勲君) いまちょっとこまかい数字が手元にございませぬが、ここ数年の傾向で申しますと、学芸大学時分あるいは教育大学になりましてからも、卒業生の進路についてはほとんど大きな違いが出ておりません。大体百人のうち九五％くらいが就職いたしておりますが、そのうち百人のうち八十七、八だと思ひますが、就職になつておりました、あとが就職以外に就職いたしております。この数字は若干の出入りはあると思ひますけれども、ここ数年変わつていないと思ひます。

○鈴木力君 私が伺ひたいのは、学芸学部という名称がある教育者としての自覚を持つて入つてこないという、そういう前提で教育学部と名前を變えたのだとおっしゃるから、それを伺つたのですけれども、おそらく私は名称にかんにかかわらず、ここは小学校の教員を養成する大学だということになりますと、これは小学校の教員になろうとする自覚を持つて大部分は入つてきている、こういうふうに見るのですけれども、文部省はそれを教育者としての自覚——目的意識といひますか、そういう自覚を持つてこないと判断されたその根拠をひとつ承りたい。

○政府委員(天城勲君) 実は御存じのとおり、従来、国立大学には教育学部と学芸学部とございまして、これはたいへんややこしいことになるのでございませぬけれども、実は一般教養との関係が……。

○鈴木力君 いや、その仕組みはわかつてゐるから、学芸学部に入つたものは教育者としての目的的な自覚がなかつたという説明をする根拠を説明せよと、こういうこととす。

○政府委員(天城勲君) 私の理解しておりますところは、いま申したような学部の体制をはつきりするということが目的でございまして、名前を變えないと学生の入学志望者の意思がはつきりし

ないということがおもな理由だったとは私は思っておりませんでけれども……

○鈴木力君 そうすると、さつき大臣の答弁された目的意識を変えるために中身はたいして大幅には変わらないけれども名称を変えた、この大臣の答弁はうそだとおっしゃるわけですね。

○政府委員(天城勲君) うそだという大臣の答弁が――要するに、大学の学部としての性格をはっきりするというのを申し上げたわけでございます。中身が変わらないという意味は基本的には大学の学部である、大学全体の一般教養にしましても一般大学の基盤の上に行なうというところは変わらないということをお願いするわけでございます。そして、それと同時に、学部の目的、性格を明らかにするということをお願いして、大臣の申し上げたことと食い違っているつもりはございません。

○鈴木力君 それほど食い違っていないということをおっしゃるとすると、そういう教員を養成しようとなさるとすればたいへんな問題だと思えますが、これはこの前にも議論をしたのですよ、この前の通常国会のときにも議論をした。しかし、この前の通常国会のときに時間切れでこの問題の議論が足りなかったから、私はきょう伺っているのですから、はっきりしていただきたいのです。つまり、学部の性格とかいろいろ言うけれども、教員養成という立場から私はものを言っているわけですから、その立場から先ほど大臣にも聞いたわけですから、この学部の性格という場合に学芸学部であっても小学校教員養成課程というのがあるわけですから、これは学部の教員養成課程としての教員養成という性格があるわけじゃないですか。学芸学部全体のいろいろな機能がありますよ。そのことについては教育大学と学芸大学の発生の歴史や経過、これは私はわかっていますから、それには触れなくてもよろしいわけです。特にいま急いで変えなければならなかった理由はと聞いたら、さつき大臣はそう答えたわけですね。もしそうでな

しに、これは教員養成として入るものもその自覚を持って入ってくる、卒業すれば大部分のものはそのコースに従って教職についていく、こういうことになるなら、私はなぜ、まだこの設置基準の答申も出ていないのに、中身をどうするということもやらないのに看板だけをまず先に変えたという考え方がまたわからなくなってくる。その辺をもう少しわかりよく説明いただきたい。こういうことです。

○政府委員(天城勲君) いや、大臣の申し上げていたことも、実は従来から申し上げておることと変わらないと申し上げたわけでございます。それからいまの基準ができていないのというお話でございますが、実はこれは大学設置基準の改定の問題でございます。新しい大学設置基準をつくらうという前提で、その設置基準そのものがまだ実施されてないわけでございます。したがって、それに基づきます各学部ごとの実施要項というものも出ておらないということをお願いするわけでございます。いまは、ほかの大学につきましても、現在教員養成の場合も同じでございます。ちょっと先ほど説明しなくてもいいとおっしゃいましたけれども、大学のいま一般教養を中心としていろいろな組織がえがけられておるときでございます。特に学芸学部、教育学部というのは他の学部との関係で非常に複雑な機能をやっておりまして、あるいは他と分担していくということもございまして、その点が逐次整理されてまいりました。教養課程の組織化とか、充実は一方行なわれております。あるいは文理学部の改組等が行なわれております。そういう体制で教員養成を従来からやっておりましたので、その教員養成を主目的とする学部の性格を明らかにしようということ、教育学部としたのでございまして、私たちはそういう理解のいたし方で従来もずっときておるわけでございます。

○鈴木力君 どうもよくわからぬのですね、私は、さつき伺いましたら、学芸学部を教育学部に切りかえて具体的にどこをどう変えたかと言ったら、五教科の教官を去年は一年間で五十九名、四十二年度の六十三というのとはことし六十三名ですか、去年のに加えて六十三人ですか、そこははっきりしませんが、教官を若干加えたというだけの話ですね。一大学当たりとすれば幾らもふえていないわけですね。抜本的に中身を変えたわけではないわけですね。そこを私が先に聞いたのは、あとで局長が、いま大学の整理、統廃合いろいろやっておる機構を変えているからと説明するだろうと思つたから先に聞いておいたわけですね。たいてい機構は変わっていないですよ、学芸学部が教育学部に変わっても、学芸大学になったほうがいいかもしれない。学芸学部が教育学部に変わったことによって中身の変わったのは五教科の教官が若干――一人か二人ふえたただけだ。これなら大学の機構が大きく変わらなかつた。これなら大学の機構が大きい変わらなかつた。それで名称を変えたという説明にはあまりにも説得力のない説明ですね。だから、やっぱり私は説得力のある説明は、教育者になろうとする自覚があるのかないのかというところが一番目だと思つたのです。これは確かに答申にもそういう意味のことが書いてありますから。しかし、それならばさつき聞いた学芸学部時代にはその自覚がなかったかという大差がない、そういうお答えになるでしょう。そうして今度は設置基準のほうは改定の設置基準案が出ていない。これは私も承知いたしておりました。しかし、いま改定しようとする動きが出ておるのであります。教員養成大学の設置基準の案がまだ答申にも出ていない。改定しようとする設置基準をいま検討しているわけですね。そういうときに名前を変えるかどうかという議論をするなら、なるほどよくわかる。それをあと回しにして、あとでどういう悩みが出てくるかは別として、まず看板を変えようという理由は、私はどうしても納得ができません。これはさつきの大臣の御答弁もありましたが、食い違わない、食い違うということ、これも整理してみないとわからぬことですから、また、そんなところを、違つたということと

ろをそれを私は問い詰めるのが目的じゃありませんから、これらの問題は、もう一度、いま私が聞いたようなことに対してもう少し整理をして、後刻お答えをいただきたいと思つています。

午前中はこれで質問を終えて、あと、午後さらに継続したいと思つています。

○委員長(大谷藤之助君) 午前の委員会はこの程度とし、暫時休憩いたします。

午後一時四十分開会

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。なお、政府側より鈴木文部大臣、天城大学学術局長が出席いたしております。

○鈴木力君 午前に質問申し上げました回答がどうも私は納得がいかないので、整理して御答弁いただきたい、そういうことで午前打ち切つておりますから、その整理した御答弁をいただきたい。それは、もう一度申し上げますと、学芸大学と教育学、あるいは学芸学部と教育学部という同一の名称変更についていろいろと御答弁がありましたけれども、この御答弁では名称を変更したということで、教員養成大学の目的と性格をはっきりするということはどうも私には納得ができません。大臣の午前の答弁では少なくとも教員養成大学という場合、入学をする学生が教員になるという一つの目的意識を持って、あるいは教員になる自覚を高めさせるという、そういう一つのねらいがあつて名称を変えたんだという趣旨の御答弁があつたと思うのです。がしかし、局長さんにその後御質問申し上げましたら、名称変更以前にも、大体入学する学生は教員になるという目的意

識を持って入学をしているし、卒業生の動向はほぼ八〇数%は教職についている。そうなってきたと、私は単なる名称の変更ということではあまり意味がないんじゃないか。私の意見は、少なくとも大学の制度というわけではありませんが、大学のあり方等については答申も出ていることでもあるし、あるいはまた設置基準や、そういう方面の検討もいまだされていることでもあるし、そういう中身の改善といえますかね、中身の改善とともに看板を変えたいというのが正しいんじゃないか、そういう御質問を申し上げたわけですが、私も私にはなるほどという御答弁にならなかった、そこで整理してもう一度お答えいただきたい、こう申し上げたのが午前の質問のしりです。もう一度御答弁願いたい、こう思います。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 午前中も申し上げましたように、学芸学部と教育学部との沿革的な問題はいろいろ申し上げたわけですが、学芸学部にはたしませんが、実質的にはやはり教員養成の学部として、実質学芸学部を出た者が教育者にほとんどいままでと変わらないようになっていくことは事実でございます。ただ、御承知のように、学芸学部という名称をつけて、師範学校から移行した新制大学の学部にしたわけでございますが、師範学校の教員養成と申しますか、教育内容は、いわゆる急速に大学のランクが上がってまいりまして、教員の素質なり、構成が非常に他の学部と比べて非常に非常に弱体であったことは否定できない事実だと思えます。それで、そのままで今日まで移行してきただけでございますが、やはりこの学部の内容を相当充実していくという意味が、一つどうしても要請されたわけでございます。

それからもう一つは、先ほど申しましたように、教育者になるというはつきりした自覚を持たせるためには、教育学部というものをまともに打ち出したほうがいいのだという中教審の答申がございまして、まだ内容の充実が必ずしもそれに伴っておりませんけれども、先ほど局長が説明い

たしましたように、五教科につきまして着々と内容の充実をはかり、また、教員数の増だけではない、教員の資質の向上ということもはかつてまいておきますので、私は教育学部に変えましてこと自体が、もとと学芸学部というのは、名前は学芸学部でございまして実質的には教育学部でございまして、これを本来の姿に直したというところで誤りではなかったのではないかと思います。ただ、学芸学部という名称そのものは、実は非常にこれはリベラルアーツというのをもちいたような形で学芸学部ということになったのでございしますが、学部の名称としては、一応できてしまえば教育学部と同じように受け取ってきたのですが、名前そのものはやはり習熟されたりつばな日本語的な学部の名称でなかったように思います。教育学部ということにやはり名称を変えて、

本来の姿になったのではないかと。ですから変わればはあまりないけれども、実際上は本来の学部の姿、名実ともにそういう姿になったのだと私は解釈をいたしますけれども、これを学芸学部を教育学部にするとときに多少の御批判もあつたのでございしますが、今日に至りましては各大学ともこれに対して異論を差しささむものがない、全部やはりこれに移行してまいりましたのでございしますから、この際はひとつこの教育学部という名称でぜひお認め願いたいと思っております。

○鈴木力君 先ほど大臣も、昨年批判があつたということはお認めになつておられると思いますが、問題は、どういふ名称にするかということ、やはりほんとうの教員養成とは何かということから議論をしないと納得がなかなかされないだろうと思ひます。さつき伺いましたところによりまして、名称を変えてから中身の改善に何をしようという私の質問に対しては、五教科の教員を昨年度は五十九名増加した、今年度はまた六十三名、こういう若干の教員を増加したということであつて、ほんとうに大膽をして名称を変えようというそれほどの中身の改善ということ、あまりどうもなるほどと思うような事実はなかったように伺つた

ものでありますから、そういう点でいろいろ問題が、あるいは問題がないことが問題になつたりしている原因じゃないかと考えられるのです。このことにつきましては、昨年のいろいろ問題がありながらも、大部分は学部を変更したのでありますから、いまだどういふ議論をしても、また戻せという議論はなかなかしにくいこともありますから、それは申し上げませんけれども、少なくとももう一つだけ大臣に伺つて、それから申し上げたいのは、これは何日の新聞でしたか、ちょっと忘れましたが、新聞を持ってまいりませんけれども、いつかの閣議のあとで総理大臣が発言をして、教科書の無償を完全に実施をしたあとには地理、歴史を正しく教えるのだと、そういう意味の発言があつたということが新聞記事に出ておりますが、この辺の真相を大臣にちょっと伺いたい。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 実はそれは地理、歴史をどういふふうな表現で言われたか私も存じませんが、これはテレビの対談で、総理が、地理、歴史をしっかりとやるんだというふうなことを言われたやうに聞いております。閣議のあとではそういうことは実は問題になつたことはございません。ただし、総理がどういふ意味で言われましたか、私もそのときのことをよく詳しく存じませんが、で、お許しを願いたいと存じます。

○鈴木力君 これは五月二十四日の毎日新聞に出ておられるけれども、関係のところだけ読みますと、「義務教育の教科書は二年すれば全部無償になる。そのときは教育内容も変えなくてはならない。昔のものを取入れて、正しい地理、歴史を教えずにはいけない。われわれが子供のとき教育は知育、体育、徳育の「三育」といわれてい

なくてはいけません。これが首相発言になつてい

るわけですね。そういたしますと、いま申し上げた教育学部の改変も何とやらわけがわからないが、まず名前を変えて自覚をさせるとか何とかいって、強引に、大学が去年あたりは相当反対があつたのに統一して学芸学部を教育学部に持つていく。そうして教科書を今度は書きかえて昔のものを正しく教えるという表現が総理大臣から出ておる。日本の教育政策は、特に教員養成を通じていよいよ国家統制の道に踏み出すのじゃないか、そういう危惧が非常にいま強くなつておるといふことなんです。社会がそういう危惧を持っているといふことは、大臣は御存じかどうかわかりませんが、それからそのあとのいろいろな発言等をつづけると、相当心配している向きがあるわけですね。だから、たとえ教科書を書きかえるというやうなことを、しかも地理、歴史を正しく教える。現在の地理、歴史は正しく教えていないかといふことも議論になるわけです。これは総理の発言で大臣存じていらつしやらないと、こうおっしゃるのですから、大臣に質問しても無理な話です。それから、質問ではありませんけれども、そういう形でいまの教育行政、教員養成というものが、文部省の真意はどこか別といたしましても、おそらく真意どおりに受け取られていない。非常に心配をされておられる向きがあるわけです。そのことだけはひとつ認めていただいて、そうして、やはりこの運用をなさる場合、社会からそういうような疑いの目をもつて見られたり、あるいはそういうような心配の目をもつて見られるような教員養成大学にしないということ、そういう点については十分な配慮をいただきたいと思う。

○国務大臣(鈴木幸弘君) ただいまの総理の地理、歴史の問題は、これは私、テレビでそういう発言をされたということを聞いただけでございす。なお、知育、徳育、体育の三者調和ある教育をしなければならぬということは、これはあらゆ

る場合に総理がどうも口ぐせのように言っておるようでございますが、この点は問題がないんじゃないかと思ひます。なお、私ども、教育学部に直しましたからといって、大学の実際のあり方、教育全体として國家統制をやるというようなことは毛頭考えておりませんし、少なくとも文部省の、私もでもそういうことをお感じになるようなことは言つた覚えはないと思つておるわけでございませう。また、實際上も今後ともそういうことは絶対にやらないということをお誓ひ申し上げてけつこうだと思ひます。

○鈴木力君 いまの大臣の御答弁で、この問題については質問を終わります。

次に、養護教員養成所について若干お伺ひいたしたいと思ひます。まず、今日の状態で、これもいつとこのことを言つても無理があるかもしれせんから、私のほうからいつとは申し上げませんが、養護教諭の配置状況がどうなつてゐるか。それから、ついでですから、時間の節約上一緒に申し上げますが、文部省に、この養護教諭の充足五カ年計画ですか、配置五カ年計画ですか、五カ年計画というのがありましたですね、あの五カ年計画の進行状況がいまどうなつてゐるのか。この二つについてまず伺ひたい。

○政府委員(天城勲君) 養護教諭の配置状況、手元に四十一年五月の資料がございすから、これに基づいて申し上げます。御存じの定数法によりまして養護教諭の一応のワケがございすものでありますから、それを前提に養護教員の配置状況を見ますと、公立の小学校では定数に對します充足率が九六・七%、公立中学校では九五・二%、それから公立高校では、数字の上からまいりますと一〇・四%、ならしまして全体で九七・一%という状況でございます。これは四十一年度の定数に對する充足ぐあいでございます。それから学校数に一名というお話がよくございすますが、その数字から申し上げたのではない数字でございます。もう一つ、三十九年から四十三年までに小学校千五百人に一、それから中学校二千人に一といったのを、そ

れぞれ千人に一人、千二百人に一人という定数を改善して、四十三年度までに実現いたしますという前提で、大体五千人の増員計画を立てておつたことが、いまおつちやつた五カ年計画の充足の内容だと思ひますが、私たちはそういうプランを持つております。これにつきまして、この五千人の新規需要と、それから損耗補充が当然出てまいりましたので、これを大体推計いたしまして、合せて四十三年度までに六千七百八十人という推計をいたしておるわけです。その実施推移でございませうが、大体、三十九年度で供給が千三百五十八、四十年で千二百十二、四十一年で九百二十、それから四十二年はまだ実績が出ておりませんが、あと四十二年、四十三年で千五、六百ずつの供給によりまして、いま考えております需要数に見合う、こういうのが御指摘の計画の中身とその進行状況でございます。

○鈴木力君 こまかい数字になつて恐縮なんですけれども、いま伺ひますと、三十九年度は百三十五でしたか。

○政府委員(天城勲君) 三十九年度の供給が千三百五十八でございます。

○鈴木力君 それから、四十年度が千二百十二ですね。四十一年度の九百二十というのは、これは計画とだいぶ違つてゐるのに見えますけれども、事情はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(天城勲君) ただいま四十一年度まで申し上げたものは実績でございます。

○鈴木力君 私が伺ひたいのは、計画の数字は出ておるわけでしょう。四十一年度の計画は千四百六十という計画になつてゐるのです。ところが、九百二十という実績ですから、計画からおおよそ五百四十ですか、下回つておるわけですね。そうしますと、さっきの九七%かゝるということがどうもおかしくなつてくるようなんですけれども、この五百人くらいの食い違ひというのはどういう事情によつて食い違つてゐるのかということなんです。

○政府委員(天城勲君) 四十一年の実績九百二十人、簡単に言つと、少ないではないかという御指摘

摘だろうと思ひますが、これは予定の千四百に對しまして、実際には免許状取得者、資格者の中からこれだけしか採用ができなかつたという実績が出ております。したがつて、計画としては足りなかつた分については後年度に譲らざるを得ないということになるだらうと思ひます。

○鈴木力君 そういたしますと、後年度に譲ると言ひけれども、いま、四十二年度千五百、四十三年度千六百と伺ひましたが、計画は、四十二年度が千五百八十、それから四十三年度が千六百十です。後年度に譲ると言ひますけれども、五百の差というものは、いまの答弁では、後年度では全然補充される見通しがないわけですか、どういふことですか。

○政府委員(天城勲君) 当初立てました五千人の計画は実現するという前提でございすますが、毎年度の事情が、特に需要供給の關係が、御存じのとおり養護教諭の供給源と申しますか、非常に多種にわたつております。新卒者でそのまゝ採用するのじゃなくて、いろんな資格の者から入つてきたりするもので、需給の關係がきつと計画どおりには進んでおりませんし、また、教員の配置状況も、先ほど申したように、総数で見ると一〇〇%こえるというふうな数字も出るくらいにアンバランスの状況があつたりいたしまして、逐次その關係を調整しながら進んでおりますので、前年度の状況が当初考えたプランよりも狂つておることは事実でございますが、結論といたしましては總体の計画を実現するようにいたしたいとわれわれのほうは考えたわけでございす。御存じのとおり、需給のマッチするところは都道府県教育委員会の採用という面に出てまいりますから、私たちのほうは初中局と相談いたしまして、全体の計画の中で供給の面を一応考えてみたわけでございす。

○鈴木力君 どうもよくわからぬですが、いまの答弁ですと養護教諭を採用する供給源が複雑だ、それからさつき局長がおつちやつた免許状の取得をしておる者の採用がなかなかできなかった、そ

ういふ事情で五百の狂ひがあつた。そういうふう

に確認してよろしいわけですか。

○政府委員(天城勲君) 一言で言へばそのとおりでございます。要するに、資格を持つてゐる者の中で、他の資格、たとえば保健婦の資格を持つてゐる者がございます、勤務地の關係等で条件が必ずしもよくないという場合には、養護教員にならないうで保健婦の資格でほかに行つてしまふというやうな場合もございすから、免許状取得者の数でいいますと合うのでございすますが、需給の面でそういうギャップが出てまいります。

○鈴木力君 私が聞きたいのは、現実に養護教諭の数が需要に應じておるのか應じていないのかということなんです。これがポイントになるわけなんです。いまの学校の養護教諭の配置状況からみますと、これはあとでもう少し詳しく伺ひたいんですが、少なくとも養護教員、これが足りないといふことは通説だと思ひます。そういう場合に、計画を立てたけれども、少なくとも私は去年からこれを調べておりませんから正確でなければ、お伺ひいたしましたときに、計画の充足はだいいじやうぶだ、そういう御答弁があつたように記憶しておりますが、すでに四十一年度末で五百も狂つてゐる。そういうことになればその計画を是正する必要があるのではないかと申す。四十二年度、四十三年度の千六百という計画は、この五カ年計画の減耗補充を含めて六千七百八十人とはとても確保できない、こういうふうには私は見受けるわけなんです。その辺はどういう計画になつてどういふ構想を持つておられるのか、具体的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 計画ということばで呼んでおりますこの中身は、先ほど申したやうな形で、終局的に標準法で考へております総定数まで増員できるやうな考へ方であるわけでございす。が、現場の御要望に養護教員がマッチしないというお話の中には、四十一年度で申しますと、定数法の定数自身がまだ学校に對する比率から言ひますと低いわけでございす。したがつて、そ

いう基本的な定数法の問題が一つあるのじゃないかと思ひます。したがって、四十一年度のさっきの実績でまゐりますと、四十一年の定数に對しましては、先ほど申したような充足率になつておるわけでございますが、現場に行きますと足りないという実態は確かにあると思ひます。それから、教員養成の面からまゐりますと、資格を取る機会を十分与へ、あるいは資格を得る養成施設を設けるという形によつて必要な供給量をはかるという考え方をとるわけでございますが、現実に先ほど申したような需給の条件というものがいろいろ複雑でございますので、これは人事行政上と申しますか、その面での努力を片一方でいたしませんと、予定どおり教員が確保できないという現実がございます。したがって、都道府県の採用者側に対しては、主として初中局を通じてでございますけれども、いろいろな資格を持つてきている養護教諭の採用につきまして、いろいろなくふうをしていただくように働きかけておる、その両面から考へておるわけでございます。

○鈴木力君 はつきりしていただきたいんですが、局長、ぼくはいままで伺つておつたのは、供給源が複雑であつて、免許状を持つ養護教諭はこれだけしか採れなかつた、それがさきの局長の答弁だと聞いたんですが、いま聞いてみると、今度は供給は持つてゐるけれども、採用側で採れなかつたから九百二十しか養護教諭が実際は充足できなかったんだと、こういう答弁に聞こえるんです。どつちなんですか。そうすると、もし後者だとすれば、免許状を持つていて職場に配置にならない養護教諭が定数の関係で余つてゐるのかどうか、どうなんですか、その辺は。

○政府委員(天城勲君) 先ほど申したように、養護教員の供給源はいろいろ複雑だということをお聞き上げましたけれども、この全体の計画の中には、御存じの市町村の普通養護職員といつております市町村費負担の職員がおります。これを正規の職員に切りかえていくことを含めてこの計画をやつておるわけでございます。養成機関で養成

しましたいわゆる学卒者についての需給の問題は予定どおり進んでおりますけれども、全体の五千名計画で申しますと、養護職員からの転換をかなり当て込んでおるわけでございます。これが現場の人事行政上いろいろな問題で予定どおり転換できていない面が大きなギャップじゃないかと思ひます。

○鈴木力君 少しこまかいようですけれども、そういうことになりますと、もう一つ伺ひます。四十一年度で養護職員からの配置がえをした職員は何人いますか。

○政府委員(天城勲君) 総数で申し上げますと、四十一年度で百四十八名でございます。

○鈴木力君 そういたしますと、ここに約四百の狂いがあるわけですね。あと百二十の狂いがまだあるわけですね。だから問題は、この養護職員からの配置がえが、計画によりますと六百ですから、六百の計画を百四十八に落とさなければならぬという状態であつた。そういったますと、この計画の六百というのはそれ自体が狂つてゐるわけですね。そういったますと、同じ傾向であるとして、四十二年、四十三年の七百というこの計画についてはどういふふうな見通しを持つていらつしやいますか。

○政府委員(天城勲君) これは率直に申して、こゝしの実情が示しておりますように、養護職員からの転換は人事行政上いろいろな問題がからまつております。たとえば年齢の問題が府県によりましてございまして、単に私たちが認定講習などで資格の向上をやつておりますけれども、資格の問題だけではなく、人事行政上の問題がからまつておりますので、個々の府県の事情というものは、われわれが考へてゐるような全体の数字にすぐ合うような簡単な行き方ができない、いろいろなことを心配をいたしております。結論をいたしましては、計画年度までにこれを実現しようといふ考へておりますけれども、その中間の方法をいたしましては、資格の取れるような方法を考へると同時に、やはり人事行政上の問題を進めていかな

ければならないというふうに考へております。

○鈴木力君 どうもこまかいことを聞いて、局長を困らせたみたいで申しわけないのですけれども、私はこまかいみたいですけれども、ちよつと重要な問題があると思つておるのです。つまり計画で、いまの御説明でも、いまの定数法で、要するに千五百人から千人、それから千二百人、あの定数法が改正になつたときの計画で五六年計画で計画を立てた。そうしていまの減耗補充を含めて六千七百人あれば定数法上養護教員が満ばいになるという計算で出てゐるわけでしょう。それが三年目に早くも五百人の狂いを來たしてゐる。その五百人の狂いを出した主要な原因は養護職員からの配置がえであつた。これは大部分がそうでありまかつたからそういうことが言えるわけですね。そういったますと、そういう傾向にあるものが、四十二年、四十三年度になりますと、年齢その他の人事行政上の問題になりますと、ますますその問題が大きくなるわけですね。そういう傾向にあるものに、四十二年、四十三年度というのを、その部分の採用計画を一番大きい数字に出してゐるというのには無責任じゃないですか。私はそういうふうには考へる。だから、そういう無責任な数字ではなしに、この辺でもう計画を考へ直して、あるいは四十四年度、五年度まで続くものですから、そういうような不可能に近いような計算のところから教員養成のほうに視点を置きかねなければならぬといふときにきてゐるんじゃないか、こういうことが私の申し上げたい主たる意見なんでありまかつたけれども、その辺については検討なさつたことがありましかうか。

○政府委員(天城勲君) 実は養護教員の養成、供給源の問題でございまして、端的に言つて、大学の問題とそれから養成機関の問題と、それから養護職員からの転換の問題、両方あるわけでございます。いま申したように、養護職員からの転換が思うようにいかなかつたわけでございますが、養護職員の人たちが全部年齢にぶつかるわけでもございまして、三十歳未満の方も四分の一

以上はおられる実情でございまして、したがって、やはり資格授与の道を講じながら、このソースからの充実ということも同時に合はしていかねければならぬと私たちは考へております。なお、養護教諭の大学あるいは課程認定等による充実の問題でございまして、これも御指摘のとおり合はせて考へていかなければならぬ問題だと、こう考へております。

○鈴木力君 率直に聞いてゐるのですがね。ことは六百の計画が百四十八だつた、しかし、これは何年も年だけじゃないですから、来年から計画どおり七百採用していく見通しがあるという答えは私はいたしません。そういう見通しがあるなら、なぜこゝしこんな狂いを生じたか。こゝし狂いを生じた理由は何かと言へば、年もあれば、その他の人事行政上の問題がありまして、おおよそ三分の二だけの狂いを生じておるわけですね。こんな狂いというものは小さな狂いであつて、来年度からどうするといふのは、年々その他の問題もありませんから、こゝしいう話ではまじめな議論にならないと思ひます。こゝしいう狂いがあるなら、なぜこゝし四百なんという狂い來たか。来年も、再来年だつていまのような傾向がある限り自信がないといふのがほんとうの話じゃないのですか、こゝのことは。

○政府委員(天城勲君) いろいろなことを申し上げるものですが、何か答弁があいまいのようになって恐縮でございますけれども、御存じのとおり非常に実態が複雑ですから、ただ平面的にこうだからこうだと申し上げられないものですから、いろいろな条件を申し上げておるわけでございます。そして、実際問題として、最終的に学校に養護教員が入らなければどういふ計画を出しても成り立たないものから、したがって、われわれのほうとしては養成計画という面を担当しておるものではないから、どうしても人事行政上の問題と合はせまないと予定どおりいかないということを申し上げておるわけでございます。全体として

計画が思うように進捗しないということは、まあざさんだと言われれば、そういう御非難もやむを得ないのでございますが、まあ計画でございまして、一応の目標の中で年次のにその都合に応じて問題を直していかねばならぬということも当然だと思ひます。私も五カ年間で一応この定数法の目標を達成するために、今後の残った年度間における数字的な中身というものは最も現実に即し、そうして目的に沿うようにこれは当然改めるといいますか、実情に即した数字に直さなければならぬということは十分感じております。

○鈴木力君 大臣にお伺いしますが、いまの数のやりとりは、これは大臣には伺いませんのですが、少なくとも傾向として、私は計画がございまして、あつたとか、そんなことをどつちかきめようというつもりはありませんが、少なくともこの養護教員の配置の問題で、いまのこの五カ年計画についてはきわめて大きな不満があるのです、私もは。しかし、それはあとで申し上げますけれども、一応この定数上の計画だけで申し上げますけれども、いまのような、あいまいもことしたものが入つておるわけです。そういったものと、やはりそういうのはつきり将来きめることができない要素の分については、もう計画がはずれてくるという傾向が大幅に出てきておるのですから、やはりこれは新規の養成というところでカバーをする以外にどうにもならない。これはここ来一年と二年とかいう問題じゃないに、将来そういう計画があると思うのです。そちらのほうで考えて重点を切りかえて計画を練り直す時期が来てるのじゃないか、それが私の考え方なのですけれども、これは大臣に法外なことを伺つて恐縮ですけれども、そういう筋からいったらどうなんですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) その養護教員の養成が実際にそういう計画とそこを来たしております実情については私も率直にこれを認めざるを得ぬと思ひます。いま申されましたように、これを新規養成計画に切りかえたらどうかという御意見でございますが、その御意見は十分私も承りま

して、ぜひひとつこの計画のそこを来たさないように努力をしてまいりたいと思ひます。

○鈴木力君 それではこの辺で、いまのこの養成計画についてはこれだけ申し上げまして、もう一つ、その配置の状況ですね、これを局長にお伺いいたしますが、現実にいまのこの定数法上の配置状況はさつきパーセンテージで伺いましたのです。が、学校全体に対して、小学校は大体学校数と養護教員数の比率はどうなつておるか、中学校、高校というふうに学校種別ごとに教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) これも四十一年五月の実情でございますが、公立の小学校で学校に対する配置率と申しますと三七・七％、それから中学校で三二・七％、それから高等学校で八二・八％でございます。

○鈴木力君 これはいまの定数法がありますから全体からの比率でいまだどういうわけにはまいりませんけれども、これも差し返しなんですけれども、学校教育法の何条ですか、条項は忘れまじけれども、小学校、中学校には養護教諭を置かなければならないというのが学校教育法のたてまえですね。これはもう何うまでもない話です。ただ、当分の間これを置かないことができるという、そういうことで逃げておるわけなんですけれども、これは去年も私は中村文部大臣のときにお伺いをした記憶があるのですけれども、当分の間置かないことができるという意味は、意味と申しますか、あの規定した趣旨は、当時、養護教諭という制度ができたばかりのときであるから、養護教諭の数が足りない、したがって、数が充足するまでは当分の間置かないこともできるということとで救済しておるのだ、こういう法律の解釈のよう

見ればいいのか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) やはり特に養護教員の定数の考え方は、いま申されますように、生徒、児童数で何名というふうな割り出し方をいたしましておりますが、実際上の要望といたしましては、むしろ逆に、たとえば僻地でございますとか、そういうところによけい必要なものと要求されておるわけでございます。これも私もはもとともな要望だと思ひます。ただ、現段階におきまして、文部省がとつておりますのは、一応、定数の計画を立ててきて、まだその定数だけでも実現ができておりません状況でございます。で、根本的に再検討する時期は、これはまあ一応定数の関係を終わりましたからと考えておるわけでございますが、しかし、やはり学校教育法の趣旨にもございまして、すべての学校に養護教員を置くという方針に向かひまして今後この問題を検討してまいらなければならないと思つております。

○鈴木力君 定数法は四十三年度でございまして。そういったと、定数法が終わつてから考へるといふ大臣の考えは、私は半分わかりますけれども半分はわかりません。つまり、いまの学校教育法の趣旨からいって、少なくともどの学校にも養護教員を置かなければならないんだと、このことだけはお認めになるわけですか。定数法は四

十三年で一段落つくわけですから、できればその翌年からでも学校教育法の趣旨に従つて当分の間というのをとつて、全校配置の方向に努力をするというのが私は文部省の正しい考え方だと思ひます。で、そういう前提に立ちますと、まあ今度の法案の中にも、養護教員養成所は設置をされておりますけれども、さきの五カ年計画で申し上げましたように、この計画でも定数法の計画を満たせるかどうかかわからない。もともと、今度新設される養成所に入つた人は、五カ年計画のワケには入りまじけれども、見通しからいへば、まだ三七％や三二％の状態にあるときに、いま養成制度を拡

大しておかれない、これはあとで切りかえしたものでは人事行政上云々なんていつまでも言つておる時期ではないと思ひます。したがって、この養成計画は、定数法云々にかかわらず、いまこそもつと抜本的な養護教員の養成制度を考える時期がきてゐるのじゃないかと、そう思ふわけなんです。が、おそらく定数法が済んでから養成をということになりますと、当分の間がまだしばらく続くことになると思ひます。こういう考え方は文部省はどういうふうにかえていらつしやるのか、これも大臣から伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) これは全部私は鈴木委員の説に賛成でございますけれども、私どもの力の及ばないところで、現段階におきましてはやはり予算上の処置は、まあ一べんにこれを全部充足するという方向にいけないのでございまして、漸次、順を追つて充足していくという政策をとらざるを得ないと思ひます。それは相当のやはり教員の定数から申しますと増加を来しますから、養護教員だけでなしに、私ももほのかのいわゆるいろいろな事務職員でございまして、あるいは栄養士の問題でございまして、要望される面が非常にたくさんございまして、全部充足に向かつて努力はいたしてまいりますけれども、国の予算上の措置といたしましては漸増的にこれを逐次、漸次充実していくという方針をとらざるを得ぬのでございまして。その御意見については全く私も同感でございますけれども、なおかつ今後ともその方向に向かひまして努力はしてまいりますけれども、国の予算的措置といたしましては、なかなかそう一べんには充足しがたいというので、今後とも十分努力をしてまいりたいということでお許しを願ひたいと思ひます。

○鈴木力君 わかるような気もするのですけれども、法律の解釈が、ある場合には国の予算上の都合により、ある場合には文部省の都合によりということと当分の間というのがいつでも出てくる。これが別の職員の場合には、当分の間というの

と一日か二日とられてみたり、こういうような教育上絶対なければならぬという一つの要素のものを、予算上の都合によりというだけでは、これはちょっとやっばり納得できないような気がするのです。私はいつでも、だから日本の政府は、教育優先だと、どこへ行ってもいうけれども、教育優先されていないじゃないかということをよく私は言うのです。かりに土木の場合には、コンクリートと鉄筋と、砂と砂利の割合がきまっている。橋をかける場合に予算がないから鉄筋を抜くというようなことは許されないわけです。その辺の場合には、予算がないから鉄筋に値する養護教員は抜くといふことでやってくれ、こういう理屈がいつでも通つておるといふところに教育の大きな欠陥があるのじゃないかという感じを持つのです。これは決して養護教員ばかりじゃありません。教育というのは、たとえば教師が足りなくとも何とかやっていると。土木のように形が見えないから、したがって、政府は、予算にいつでも、こちらにしわ寄せをされるというふうな、こういういき方をいつまでも繰り返しておつたら、当分というのは百年になるのか、二百年になるのかわからないような気がいたします。したがって、いま大臣の御答弁の趣旨は、私も全然わからないわけじゃありません。また、苦勞なさいといふことも、これも理解できないわけじゃありませんけれども、こういう問題については、もう少し義務的な処置だといふ考え方で政府全体が当たつてもらう、そういう雰囲気をつくりながらやつていただきたいと思ひます。特に養護教員の場合には、先ほど大臣も申されましたけれども、たとえば僻地等に行きますと、無医村、あるいはその他の医療機関がないというような状態から、これは養護教員の趣旨からいへば違ひにしろ、非常に広い地域からの要望がある。あるいはまた、学校が大きいところでは一人では足りないという要望もある。いずれにしても、養護教員がいなければ養護教諭がしなければならぬ仕事は欠けておるわけですから、これはいつまでも

はつておけないわけです。今日まで二十年來欠けておるわけなんです。そろそろもう努力をしなればならぬと思ひますので、特に養成計画は、先ほど以来、御質問でも明らかなように、いまの計画で五年間の計画でさえ狂いを來たしておるのですから、養成計画にはさらに力を入れるように御要望申し上げたいと思ひます。

○千葉千代世君 閣下質問。私、二点だけ伺いたいと思うのですが、一つは、先ほど御答弁の中に供給源の問題がございましたが、もう一つは養成の展望でございます。その最初の供給源のことですが、昭和三十七年の三月二十六日の、文部省と、それから与野党一緒の中で確認した中の充足計画ですが、この充足計画をずっと推進していく中で、やはり隘路になるものが供給源のことでございます。その中で、これを打開していくためにいろいろの方途を講じてはならない。そこで、採用するほうの側はこれこれの要件を満たしてもらいたい。その中で年齢の問題があつたわけです。たとえば各県によつて、教員を採用する場合には三十歳以上は選考の基準からはずれるとか、あるいは三十五歳以上は採らないとかという選考の基準があるわけなんです。しかし、養護教諭に限つてはその基準をゆるめるといふ行政指導をしてほしいといふことが話し合ひの中にありましたわけなんです。それから充足していく中に、その次には市町村支弁のものを優先的に県費支弁、すなわち国庫負担の分は幾ら、県費支弁は幾らという教員と同じ給与負担の方向に切りかえていくといふ、このことがあつておつたのです。それから免状はありますが、できない者の数と、それから講習する者、講習する者については単位を幾らとつてあつて、足りないものは何か、それについては講習計画をどうするか。こういうわけで、その後、文部省のいろいろな配慮の中で講習もつい最近持たれるようになったといふことも聞いておつたわけですが、そういうふうな計画と、各県の採用のしかたの中たいへん行き違ひが生じていることはわかつたわけです。そこで、文部

省では、その後どのように各県に行政指導なさつていらつしやるかということ、私はある県を三調べたんです。そうしましたところが、三十九年に切りかえの通達を文部省が出した。その後、四十一年度の九月に全国の予算給与の課長會議でございましたか、そこで財務課長さんから指示した、この二点ぐらいらしいのです。そこで、席をはずした課長さんは知らないらしくて、県に帰つて全然お話になつていない県がたまたまあつたわけなんです。何にも知らないわけなんです。そういうこともありました。具体的に県の名前はごいいますけれども、そういうふうで、文部省のほうではほかにまたどういふ行政指導をお出しになつたかということ、いまここで伺いたいことが一つなんです。

そのことと、年齢的な問題についてはこれは無制限ですね。六十になつても採用するとか、そうじゃなくて、三十で制限があつたら三十五歳とか、四十歳ぐらいまでは採用年限を延ばしてもらいたい。というのは、養護教諭になりますのは前歴がいろいろございいますために、本人のほうの不本意な条件の中で、年齢が伸びて免許状をもらつた方がずいぶんありますので、そういう条件を考慮に入れてもらいたいということがずいぶんあつたわけです。

それからもう一つ、現在動めておつても、他府県に行く場合には新規採用条件にひつかかるわけなんです。これは一般教員も同じですが、特に、養護教諭の場合には、前に話し合ひました採用条件をやつぱり適用してもらいたい。具体的には、ついでこの間も千葉県の銚子に勤めておつた方、たいへん優秀な方なんです、三十九歳、これが東京都で恩給がつく、たいへんいい方だといふので何とかしてやりたい。そうすると、当然置かなければならないような人員の不足なところで、しかも離島でございいます、大島の元町です。ところが、そこには要らないと、こういうわけです。要らない内容を調べてみますといふと、それ以上は申し

ませんけれども、養護教諭でない者が定員の中にいたとしたらどういふことになるかといふようなことも出てくるわけです。そういうふうな、しさいに検討してきますといふと、これは容易ならぬ問題を含んでいるわけです。養護教諭の定数の中でありながら、養護教諭でない者がいるということも文部省は考慮の中に入れて御調査していただく必要があるのではなからうか。これは一、二の例でございいますから、これをもつて全部をさうだといつて私は断定するほど資料は持つておりません。ほんの二つ三つですけれども、そういうふうな問題も考えたわけです。で、私の伺いたいのは、行政指導をもう少し徹底していただけないかといふと、県のほうでもたいへんお忙しいし、養護教諭という特殊のお仕事でございいますために、教員の配置計画の中でこの養護教諭の配置というものはたいへんやこしいんですね、とかく、ひがみ根性でなく、まあ子扱いの見方がかなりございいます。そういう意味で、もうちょっと親心を持つて行政指導をしていただきたいといふことを申し上げ、その後出されました、私が申し上げましたほかに、いつ幾日、行政指導をお出しただいたかといふこと、ただいまの件についてはどういふ御指導をいただいておりますかといふことも聞かせたい。それから立ちましたついでに、養成計画を。いま鈴木委員から述べられたとおり全く同感なんです、私も一つ、いままで養成所——今度の三カ所を加えますと、計十六カ所、三十七年以降国立でなさつていただくわけです。その中で、看護婦の免状を持つておる、それに一年を加えて、一年の養成をしてさうして一級をくれた、これが三十七年、三十八年です。それで三十名定員で五カ所、次が三十名定員で三カ所、それから四十一年、四十二年と続けて、これは高校終了後三年の今度養成所の教育をして保健の二級養護教諭と、こうくれるわけです。それで保健の免状をくれるわけです。で、私は卒業して現場にいらした方々から聞いてみました。それから採用す

る側からも聞いてみました。それで、本人のおっしゃることには、やっぱりこれは教諭でございませうから、学校教育の中に自分の理想と、それから実際に生かすためには完備なる養護教諭としての仕事の力量を發揮していく、そうするにはやはり四年制の教員養成課程、この中にやっぱり組み入れてもらいたい、こういうことです。養成所ではなくて、ですから、たとえば短大でもない、大学でもない、養成所ということになりますので、ごく小さくものをもし考えた場合には、あなただはこの卒業生ですか、養護教諭養成所でございませう。国立養成所でございませう。はあ、そんなものがございませうか、この人は何とかの養成所でございませう、こういうようなこと。これは別に何も誇りを持っておればいいことで、天下の養成所でございませうから、何の差しかえもないわけですね。本人が仕事にプライドを持って自信を持ってすればいいわけです。けれども、やはりこの何といひますか、

【委員長退席、理事中野文門君着席】

その現場におりますという、御父兄とも接しなければならぬし、高等学校に配置になった人たちもそれぞれまたいろいろ関係もございませうし、そこで、やはり大学の卒業ということ、内容も形式も共に整った大学卒業というものがほしいという、こういう意見がありました。皆さんからお聞きになったら、なに、内容さえよければいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、やはり私はその中ではほんとうにこの持っている力を出し切る場所をよりよく用意してあげるといことが教育行政者の任務じゃないかと、こういうふうな考えました場合に、四年制の養成課程なりを大学、学芸大学、教育大学、そういうところに設置してほしいということを考えておるわけなんです、それについて何か前々から陳情もございませう、それについて、文部省に腹案があるかどうか。

もう一つは、保健主事の問題もありますが、きょうは時間ありませんから、またの機会にこ

れは譲りますけれども、たとえば養護学校の校長の場合に、何かございませうと、これは養護教諭だけの免状でございませうと、校長さんになれないという規定はないわけなんですけれども、校長には云々というところの裏を見ていくという、なかなか養成所卒ではなれないようになっておるんですね、養護教諭というの。養護学校の校長あたりには、養護教諭のやっぱり現場の経験を積んだ、行き届いた者が必要というところはもう適任ではなかるうかというのを私いつも考えているんですけれども、そういう点なんかについてもひとつ伺わしていただきたい。以上です。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のようにたいへんいろいろな問題がからみ合つて、養護教諭の充実と申しますか、充足の問題は複雑でございませう、文部省といたしまして、御質問の指導を徹底するというところでございませう。これにつきましては、私いつ幾日にどういふことをというのを所管局長でないで申し上げかねますが、給与関係とか、人事関係の担当課長の会議の機会には私たちのほうも所管局を通じてお願いしておりますので、会議の席ではかなりの機会を使つて申し上げます、この通達、御指摘のとおり、ないかもしれませんが、その後、会議を通じての指導をやられたと私どものほうは記憶いたしております。

それからいまの養成所は、三年制の問題に関連いたしまして、大学の四年の課程にすべきじゃないかという御意見だと思ひますが、現在、こういう養成所制度をとつておりますことは、御存じのとおり、需給の関係と申しますか、一定の数がまだ不足しているというところで努力いたしているわけでございます、まだ数も十分でない段階で、すぐ四年の問題に入るか、あるいは養成所の姿で一定の数を確保するかという、ある意味では質も数も両方求められておりますけれども、現実の問題としてその辺のバランスがございませうので、お説の点につきましては十分考えてまいりたいと思つております。ただ、あとの校長との関係、校

長の資格等のお話も出ましたけれども、三年でおしまいという意味では毛頭ございませう、少なくとも養護教諭の養成に特別な三年の課程を設けましたけれども、大学への編入の道もございまして、進んで四年の大学を出られるような道も、これは便法とおっしゃるかも知れませんが、これも、考慮はいたしておるつもりでございませう。将来、養護学校の校長さんが養護専門の中から出られるようにというお話でございませうが、これはいろいろ人事行政上の問題、あるいは学校運営上の問題、いろいろ必要な要素があつて、ひとり免許状の問題だけではないと思ひますけれども、養護教諭の行政につきましては、将来にわたつて充実するよう考へるというお説は私も同感でございませう、承ります。

○千葉千代世君 重ねて伺ひますけれども、将来にわたつてということ、私はさうそくその計画等に取りかかつていただきたというところで御質問申し上げたわけですね。というのは、やはりいま鈴木委員が質問したように、たいへん人数が足りないわけですね。そこで、局長は、いみじくもバランスを考えながらおっしゃつたのですけれども、バランスというものは、数のバランスだけじゃなくて、やはり質のよい養護教諭をつくりながら、しかも、出た養護教諭はあとからくる人の指導性を持って、また、養護教諭の教官にもなつてもらわなければならぬ、こういうふうな二つの面を持つていけるわけですね。いまの養護教諭養成所の教師の方々は、見てまいりますと、やはり現場の経験を持った養護教諭の方々というのはいへん少くないように伺つております。そういうふうな二面を考えますので、どうかひとつ早急に着手していただきたという強い要望を付しまして、またの機会に質問を保留いたしておきます。

○鈴木力君 養護教諭養成所の問題につきましては、私は先ほどの御質問で終わりますけれども、ただ、さつき伺ひました五カ年計画の充足状況、定数上からいふ配置状況、それから全体の数からいふ配置状況、これらについてはあとで資料をお

願ひたいのですが、あとで検討をしたい点もありますので、お願いしますが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(天城勲君) かしこまりました。準備いたします。

○鈴木力君 別の件について伺ひます。

先にお伺ひしたいのですが、私はいまの六三三制の体系からいいますと、高等専門学校がじゃんじゃんできるといふことは望ましいことではないと基本的には考えております。だがしかし、やはり学校の種類によりましては特殊な技能を養成するとか、特別なものについてはやむを得ないというか、高専でなければならぬものもある、そういうふうな考へておるんですが、したがいまして、いまここに提案をされております商船高等専門学校は、そういう学校教育内容といひますか、学習すべきことの中身の特長性といひますか、そういうことからいふと特別——特例ということばが当たるかどうかわからぬですけれども、そういう事情から高等専門学校を設置するのであつて、決して六三三三の体系から専門学校をじゃんじゃんふやしていく趣旨のものではない、そういうふうな提案の趣旨を理解したいのでありますけれども、大臣の御所見はいかがでございませうか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私ども高専の制度をつくりましたときに、相当、国会でも、また一般にも議論があつたことと思ひますが、一番高専の制度の議論になりました点については二つあつたと思ひます。その一つは、六三三制というのは日本に単一学制をしたのではないか、それに高専をつくるというの、その単一学制制度という基本的な考へ方を破ることになるので、いわば学制のこぶみたいなものをつくるのではないか、こういう一つの批判があつたと思ひます。それからもう一つの批判は、これは主として私学の側からございませうが、短期大学というものの性格に照らして、あまり高専をつくるというところは、それに大

きな圧力と申しますか、矛盾が起るんじゃないか、こういうので私学側からの相当の反対もございまして、高専の範囲は非常に限定をすべきだという意見で、あの際工業高専だけに限りました。その後、今度、商船高専をつくりましたが、これは海運業界の非常な御要望と、それからたまたま商船高等専門学校というの、国立の五つの高専だけでございまして、他に影響する点がございせんので、商船高専に踏み切ったわけでございまして。ただ、今日の段階におきまして、なお特例としてではございまして、私も無制限にこれを拡張すべきものではないと存じますけれども、しかし、はたしてこれだけでいかどうかという問題は、まだ残っております。この点につきましては、この予算が今度通過いたしましたので、この高専の将来、限界点と申しますか、広げるとすればどの程度の面までは広げられるものか、広げてはいけないうるか、こういうのを含めまして、ことし一年で早急に調査研究をしてみよう、予算も少しとっておるのでございまして、直ちに検討を始めてみたいと思っておりますが、原則としては、やはりお説のとおり無制限に拡張すべき筋のものではないと考えております。

○鈴木力君 大体趣旨はわかりました。そこで、あと局長さんに伺いますが、原則としてはほとんどつくるべきじゃないという大臣の御趣旨はわかったんですが、商船高等専門学校をつくらなければならぬ理由——理由というのはいささかとはが当たらないかもしませんが、その事情を詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 現在、商船教育については、大学と高等学校がございまして、その高等学校も、まあ国立が五校あるのでございまして、けれども、実態をいたしましては、この高等学校も二カ年の専攻課程を持ちまして外航要員の養成と、結果的にはそういう実態でございまして、したがって、まあ三年の高等学校に制度的に二年の専攻科を無理に制度上つないだ形にして五年の教育をしておるといふような実態でございまして。

そこで、最近、海運界の近代化と申しますか、技術革新と申しますか、船員の質的な向上が非常に要望されておりました、海員審議会におかれても、特に外航要員の質的拡充の議が持たれて、この新しい制度の高専に商船教育を組み入れてほしいという要望も出ております。また、実態から申しましても、三年の高等学校と二年の専攻科、しかも、そのうちの大部分が、あとの大部分が実は航海実習でございまして、学校との関連が、いまの無理にくつた制度で必ずしもうまくいかなぬものから、制度としても直さなければならぬという技術的な意味もございまして、そこで、われわれのほうでこの商船教育が高専としてうまく高専制度の中に入るかどうかというのを、調査会を設けて検討をいたしました。この商船教育におきましては、どうしても航海実習という問題が不可欠の要素に入つてまいりますと、それから免許上の関係から、航海実習の一定の期間、一定の規模の船による一定期間、現在ではまあ一年間以上の航海実習を要求されておりますが、こういうものを織り込んで高専レベルの教育がうまくいふもの、高専制度に入るかということで、この調査会で非常に議論をいたしてみたくてございまして、結果的には、五年の専門学校にしようとしてもこの両者の要求では入らない。そこで、まあ席上課程と言われておりますが、席上課程と航海実習を含めて、ただいたすに長くて困るし、それから一貫教育としての意味を持ち得る限界等から、特例として五年半ならば、現在の工業高専レベルの教育を施しながら、要求される航海実習も含めることができる、こういう結論になりました、五校をそれぞれ素材といたしまして、新しい商船高専に転換するという措置に踏み切ったわけでございまして。

○鈴木力君 大体わかりました。そこで端的に伺いますが、いまのこの外航船舶船員の質的な向上のために、それから、いま伺ったような特殊技能の教育等も必要であらうと思ひますが、そういう意味からこの高等専門学校に踏み切ったその

事情はわかりましたのですが、全部、船だけじゃなからうと思ひますけれども、同じ船舶職員の中に、いわゆる通信士がいるわけですね。それで、この通信士に対する配慮がどうなつておるのか。まあもう少しこうごうごうばらんに申し上げますと、私は通信士を養成しております。いまの国立の電波高等専門学校で、電波高等専門学校があると、この電波高等専門学校を現状のままにしておいて、それでいまのようなこの外航船舶船員の質的な向上に十分間に合うのかどうかですね。同じような観点から電波高等専門学校について説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 電波の問題は、もちろん船、これは船舶も漁船も必要な職員でございまして、また、船として必要な機能でございまして。同時に、最近、電波関係が、これも何と申しますか、技術の高度化という条件がございまして、陸上勤務においても、まあ電波関係の需要が非常に多いというふうなことで、電波の高等専門学校が必ずしも船舶だけに密着しないまあ実態もございまして、それだけに新しい問題がいろいろ起きておるわけでございまして。今回の措置といたしまして、一応、商船教育のまあ主体と申しますか、中心にいたしてこういう調査会で議論をいたして、転換をいたしたわけでございまして、いまの電波の話は、私たち全然話を聞かなかつたわけではありませぬけれども、商船教育の質的な向上という中に、不可欠に電波の問題を含めて議論するという形をとつておりませんでした。ただ、先ほど大臣申し上げましたように、まあ別の面からも高専のあり方、特に学科の範囲等についていろいろ必要がありまして、先ほど申したように、本年度そういう問題を含めて私のほうでひとつ専門的に検討したい。そのための準備も、事務費も予算でお願ひいたしておるわけでございまして、そういう過程で十分検討したい、こう思つておるわけでありまして。

○鈴木力君 国立電波学校というのは、文部省の管轄は間違いありませんね。

○政府委員(天城勲君) はい、文部省の所管の学校でございまして。

○鈴木力君 そこで伺いたい。国立電波高校の卒業生、最近の卒業生の状況について承りたい。つまり、卒業生の状況というのは、結局は通信士の資格を取つて、どういふところに、どういふ状況の就職になつておるのか。それらの状況について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸三君) これはいま初中級の職業教育課の問題でございまして、いますぐ呼び寄せましてお答えしたいと思ひます。

○鈴木力君 それじゃ大学関係は、あと私伺ひませんから。

○理事(中野文門君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○理事(中野文門君) 速記を起こして。

○柏原ヤス君 学部のことについてお聞きしたいと思ひますが、現在、学部はどんなものがあるかを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) ちょっと御質問の趣旨がよく取れないのでございまして、学部の種類でございまして。

○柏原ヤス君 そうです。どんな学部があるかです。

○政府委員(天城勲君) たいへんございまして、これ読みますともう数十にわたるのでございまして、けれども、まあ普通には工学部、理学部、文学部、あるいは教育学部というのが多いのでございまして、けれども、数から申しますと、合計何種類でございまして、何十とございまして、……。

○柏原ヤス君 それはまたあとで見せていただきます。

それで、そういう現在でできている学部以外に新しい学部ができなければならぬと思ひますが、そういう新しい学部をつくるということに対して文部省はどのような態度を持っていられしやるか、お聞きしたいのです。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、まあ伝統的に先ほど申しました文学部ですか、あるいは

は理学部、工学部ということのほかに、学問的な要請もございまして、社会的な需要もございまして新しい学部の要望が出てまいります。それで、こういうものにつきましても私のほうでそういうものが大学の学部として成り立つか成り立たないか、大学教育の中に入り得るかどうかということ、一つ問題でございまして、大学設置審議会の中にも基準の委員会がございまして、ですから、そういうところで新しい問題については検討するようにならざるを得ないと思います。

○柏原ヤス君 それでその設置基準委員会の中で検討されるわけですね。

○政府委員(天城勲君) 原則的にはその委員会が処置をいたすことにしております。

○柏原ヤス君 その委員会の問題なんです、いままでいろいろ新しい学部をつくるための審議をされたと思いますが、何となくその態度が嫁いびりであって一つのワタの中できめようとしているのじゃないか、そういう態度であつたならば、日進月歩のこの文化というものの対しておくっていくのじゃないか、どうも文部省の態度というものはそういう傾向が強いように感じられるのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 先ほど申し上げましたように、新しい社会の要望あるいは新しい学問の発展によりまして、既存の学部の基準と申しますか、あるいはワタでははまり切れないというような実態は確かにございます。しかし、おおよそ大学でございまして、何でもいままでのものに合わないものは新しく考えようと思つても、やはり学生の教育ということが前提になりますと同時に、研究の体制ということも考え、あるいは卒業生の社会的な需要ということも十分考えまないと、何でも新しいものをつくれというわけにもまいらぬわけ、したがって、基準の委員会でも関係の専門家が集まって、これは従来の学部の中ではどうしてこなせないかということをまず検討いたしまして、そして、どうしてもこなせないものについては新しい学部をつくる。たとえ

は最近の例で申しますと、工学部の中にも入るかもしれないし、一部は芸術関係のことで入ってくるかもしれないが、どちらにも合わないというところで造形学部というものが新設されてまいつてきております。いまのおこぼれでございましてけれども、ある意味ではかなり慎重に新しい事態に処していくためにそういう印象が出るのではないかと申しております。

○柏原ヤス君 それで、私がしてこれを申し上げるわけは、私立大学というものはこういう学部の新設というものを積極的に考えていくべきだと思つておられるわけですね。私立学校は特にそうしたい新しい学部を新設していくところに特色がある。また、現在のまだ未研究というのですか、発達してない学問もいろいろございまして、そういう学問がさらに研究をされるようになれば、やはりこの新しい学部というものが特に私立大学などにはどんなでございまして、それが考えられる。そういうものに対して文部省は積極的に許可するようない態度で臨んでいただきたいということをお願いするわけですね。これは実例ですが、海洋学部というのがございまして、この海洋学部がございときも非常に文部省は文句たらたらでなかなか許可をしなかつた、こういうことも聞いておりますので、今後こういう私立大学で学部をどんどんつくっていくとすると、文部省は積極的にこれを許可していくというふうにするべきだということをお願い申し上げます。いかがでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 海洋学部のお話が出ましたけれども、現在、私立大学に海洋学部がございまして、これも従来の理学部であるのが、商船とあるいは水産と、いろいろな問題がからみ合つてきているものでございまして、文句たらたらというおこぼれでございまして、やはりいろいろな専門家が集まって、大学のお持ちになった案についていろいろ御質問申し上げたり不審な点について議論をいたしますものだから、持つていったものを黙つてのまなかつたからということだけ

で非常に文部省はネガチブだとか、あるいは設置審議会が動かないということではないと思つております。ただ、全体といたしまして、学術関係から発展いたしてまいりますものについては、いきなり学生の教育ということでなくて、むしろ新しい領域は研究から入るべきじゃないかという議論がもちろんございまして、したがって、その出てきた問題によりましていろいろ考えていかなければならぬと思つております。新しい学部が、私学がかなりパイオニアの役目を果たしていただいて発展いたしております。また同時に、これは主として経費の問題でございまして、国立でなければなかなかやりにくい学部もございまして、現に商船のごときは国立でないとなかなかやりにくい。また、今回お願いいたしております芸術工科大学のような新しい行き方も国立で試みておられますけれども、方向としては、先生のおっしゃるとおり、あまりかたくなにならずに新しい方向を考えていくということは基本的に私たちも賛成でございまして、以上です。

○理事(中野文門君) よろしゅうございませうか。

○柏原ヤス君 はい。

○理事(中野文門君) ちょっと速記とめて。

○理事(中野文門君) 速記を起こして。

○林塩君 私は今回、大阪大学にできました医療技術短期大学の設置に関して少しく質問をしたと思ひます。

この中に含まれておりますのが、ここに説明にありますように、従来、看護婦、衛生検査技師、診療エックス線技師などの養成は、これは医療技術という意味で各種学校になっておりましたのを一括して短期大学部として設置した、こういうふうになつております。看護教育が各種学校でなされることについては非常に不合理であるから、かねがねこれをやはり学校教育法の中の短期大学または大学に入れてすべきであるという要求がずいぶん出ておりました。ようやくこれが大阪大

学の中で短期大学の程度で充足しましたことはたいへんよいことなのでございまして、ただ、いままでは看護学校として各種学校ではございまいけれども、単独にこれが教育がなされておりましたのが、今回これをみんな集めて、そして、パラ・メディカルの問題ではあるうと思ひますけれども、どうしてこれが医療技術として、ここに総合として短期大学の中に入つたか、その理念について文部省としてはどういうふうにお考えになつたのかということをお願いいたします。

○政府委員(天城勲君) 短大レベルにこのパラ・メディカルの要員の養成ということはお前々からお話のございましたこととございまして、御存じのとおり、短大になりましたと大学の基準が要求されてまいりました。一般教育その他の教育課程も必要になつてまいります。専門の面としては看護婦、あるいはエックス線技師、あるいは検査技師、それぞれございまして、短大レベルで考える場合には共通な面もかなりございまして、医療系の技術者の養成の短期大学として一つの新しい試みをしてみようというわけで一緒にいたしましたので、三つの学科を置いた短大にいたしました理由でございまして、

○林塩君 それで、パラ・メディカルという問題では確かにこれは医師の役目でございます。診断、治療の取り巻く問題ではございまして、看護はたして医療技術の中に入るかどうかという問題でございまして、それは教育の面でも、そういう短大を構成していく上に総合教育的なものがあると思ひます。あると思ひますけれども、そういうただ短大を運営していく上の問題としてこれを医療技術の面に入れられたのでしようか。看護というものをただ技術として考えられていかれたかということですね。私どもとしましては、将来やはり看護専門の教育がなされなければならぬんじゃないかと考えますので、文部省当局はそれについて、看護に対してはどういうふう

文教委員会會議録第九号 昭和四十二

える教師の問題、これにつきましては特別の配慮があつておりますかどうか。

の基準からまいりますとかなり広い面がござい
ますので、特定の大学でなければ養成されないとい

同時に四年大学になるという形で衛生看護学科と
 いうのが十年ぐらい前にできたわけでございま

す。それが最近になりまして、聞くところによりますと、それに入学する志望者がこしあたりはたった一人しかないというような状態なんです。これを育てていこう、そしてできるだけ有利な状態にしてやろうというふうな配慮がございません。もちろんそういうのは必ずしも文部省当局だけの政治責任ではないと思いますけれども、そういうことがもしかりにあるならば、そこに入りやすい状態、それからまたいい条件を卒業生に与えていくという問題、そういうものが中であって初めて学校も育つと思いますし、せっかくできたのがつぶれていったということにつきまして、これは、すでにその教師がもしかりに必要であれば、ここの卒業あたりは使えたのではないかと思ふのですが、少なくともそういうのができたというのにつぶれたということであれば、そういう点で何かそれについてお考えがあったのかどうか。これは現在、保健学科となっておりますので、入学者のいろいろな内容が違つてきているということでございますが、このあたり御当局どのようにお考えになつていらっしゃいますか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 東大の衛生看護学科は先生も御存じのような経緯でもって志望者も非常に減つてまいりまして、これはかなり東大の入学選抜の場合には特別扱いをいたしておつたのでございますけれども、志望者もついになくなつてまいりましたし、それから二百名ほどの卒業生を出したわけでございますけれども、本来の専門に向かうよりももっと多角的な方向に学生の進路がいろいろ移つていったということもございましょう。とにかく学生の志望者がなくなつたことになりまして、学校としても考えざるを得なかつたわけでございます。現在、御案内のように保健学科を改組いたしましたして、従來の衛生看護学科よりも少し広範囲な、もう少し公衆衛生という観点でございましょうか、そういう面の知識、技術の教育を施すという課程に変わつてゐるわけでございます。結果的に、東大でもこういう新しい試みを持つて

おやりになったわけでございますけれども、学生のほうの魅力と申しますか、学生のほうも減ってくる、卒業生についても必ずしも所期のほうに十分活躍できない、いろいろな事情から変えられたわけでございまして、ただ、このことによって四年制大学における看護関係の教育が成り立たないのだということではなくて、これは多分に東大というものの持ついろいろな条件が加わっていたと私は思います。

○林堉君 それでは、将来は教師の養成並びにこの専門職を生かしていくという意味におきまして、衛生看護学科というふうな形をとらずとも、何かそういったふうなことで短期大学的なものも育てていきますことによつて、看護の社会的地位は高くなると同時に質的にも非常に進歩していきますことは、近ごろ社会が要求しておりますところの医療の向上に役立つことだと思つてございしますが、これもやはり文部省としては教育の一環として考えていかなければならないことではないかと思つてございます。で、あわせてここで、衛生看護学科のことはそれといたしまして、そういう必要性においてやはり教師の養成並びに医療教育といひますか、医師の教育だけが医療の教育でございませんで、すでにパラ・メディカルも出てきておるわけでございますから、そういう点は文部省といたしましては、こういう方面の教育を非常に力を入れていこうとする御意図がございましょうか、それも伺いたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、国民の医療水準を上げるという目標から見ましても、単に医師の養成だけでは進みませんで、御指摘のようにパラ・メディカルの関係をあわせて考えていかなければ成り立たないことは、現実に病院の実態から見ましても十分われわれも了知いたしております。したがって、方向としてはそれを闡明づけて考えていくということを先ほど申し上げたわけでございます。ただ、学校制度といたしまして、どれもこれも四年制の大学でなければならぬかということは、これは社会的な需給の関係で

すとか、あるいはまあ量の問題も大きな条件だろうと思ひます。それらの点も考えながらいかなければならぬわけでございまして、すべてが学校教育法一条の学校でなければそのことができないとは私たち考えておりません。ただ、申し上げたように、医者の養成だけで事が足りるというわけでないことを十分に知しておりますと同時に、このペラ・メディカル関係の養成についても一そう充実をはかつていく、このために文部省の分担している領域におきましては最大限の努力をいたしたいと、かように考えているのが現在の方針でございます。

○林塩君 それはただいま御担当のほうからお答えでございますが、文部大臣としてはどのようにお考えになりますか、御方針をお伺いいたします。

○國務大臣(鋼木亨弘君) お尋ねの点は、おそろしくこういう短大をつくってもそれに適當する教師の養成はどうなつておるかという、その点に重点を置くかどうかという問題も含まれておられたと思います。先ほど柏原委員からお話ございました、新しい学部をどんどんつくれという場合におきまして、われわれが一番悩みになりますのは、新しい学部をつくるのはいいのですが、同時に、その学部に相當する教師がはたしてあり得るかどうか。今度この法案の中にも、御承知のように芸術工科大学というのをつくりました。

これで一番いま、普通でございますならば、つくるときには、本年度から学生を募集してつくるというのが例でございますが、一年準備期間を置きまして四十三年から開校するという大事をとりましたのは、一番大きな問題は教師をどうこれを探し出していくかという問題でございます。これは養成計画としましては、ことし大学院を卒業する優秀な学生の中から希望する者に一年間この科目に相当する研究をしていただきまして、そうして新しい学科に即応する教師を充実していこうという計画を立てておるわけでございます。それで、今度看護につきましての短大をつくりましたので

でございますが、やはりこの問題は仰せのように教師をどうするかという問題であらうかと思ひます。で、今後、いま局長が申しましたように、単に医師の養成だけでなしに、このような医療に係いたしました方々の養成ということは非常に重大でございますので、この教師の補充ということについては、いま私たちが法制限に短大をつくれないうのも教師の補充が十分でないからでございます。この点、十分考えながら今後この方面の教育を充実してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○林堉君 その問題、なかなかむずかしい問題だ
と思います。が、やはり非常に大事な問題でござい
ますので、その点、将来ともよほど積極的の政策
を立てていただき、またそのために、実現するよ
うに努力をしていっていただきたいと思うわけ
でございます。現在、おっしゃるように一つ、二つ
の短期大学でどうなるわけではございません。事
実すでに四年大学になっている民間のものもござ
います。それから民間自体も、それに必要に迫ら
れてせざるを得ないというふうに、私学もそれを
やろうとしております。しかし、国としての姿勢
というのが非常に大事だと思うのです。それで、
国がこういう方針であるということをお打ち出すこ
とによりまして、そうしてそれは非常に進むと思
うのです。国が全部するということとはとて
もいずれにおきまして不可能だと思ふわけでござ
います。が、民間も、国の姿勢がそういうふうにな
れば、これでやろうというふうになれば進むと
思うのでございます。どうぞそういう意味で、看
護教育をすることは非常に大事なことで、と同
時に、またその教師の養成ということも非常に大
事なことであるというふうな姿勢でお進みいた
だくことを要望したいわけでございます。

ついでに申し上げますが、医療制度調査会とい
うのがございまして、これは医療問題に関係しま
していろいろ問題が出てまいります。そうして、
その制度の中にやはり将来の看護教育をどうする
か、ということと答申が出ております。その中に教

育の分野と、それから厚生省とよくはかつてそういうことをなすべきだと出ております。それから看護教育につきましては、一応できる限りこの方針で、指導者に対しては四年の大学で、今日、法律的には保健婦、助産婦、看護婦というふうに分かれておりますけれども、これを一本の線に出して、そうしてそれを四年の大学の中に入れていったらというふうな意向が出ておりますので、これなどもひとつ御研究いただきまして、文部省におかれてぜひ教育の中で御検討がいただきたいわけですが、いま、いつでも出てまいります問題は、看護婦が非常に不足をしているので、救急の問題として看護婦不足を補うために高等学校の教育の中に看護婦を入れるのだというふうなことを言っておりますが、私はただ看護婦不足を補う医療従事者をつくる、それだけのために目先のことをだけ考えまして、そういうことは教育であってはいけない。むしろ、それは大事なことでありまして、文部省といたしましてその線も十分に配慮がなされなければならないのじゃないかと考えるわけでございます。そのことをよろしくお願いしたいわけでございます。

次に、それと関連いたしましてインターンの教育のことでございます。これは看護教育じゃございませんけれども、医療教育、医療面の教育として大事だと思っておりますが、文部省はそのインターンにつきましてどうような——これも教育でございますので、実習は教育じゃないという考え方でなくて、教育としてどのようにお考えになっておりますか、ちょっと伺いたいと思っております。

○政府委員(天城勲君) 現行のインターン制度につきましては、発足以来いろいろな問題がございます。特に最近、学生側のインターン拒否、インターン後の国家試験の受験拒否というふうな問題がございます。非常に大きな、医者の養成問題のみならず、学校教育上もあるいは社会上也大きな問題となっていることは御存じのとおりでございます。昨年六月、文部大臣と厚生大臣と一緒になりまして、医者の、医学部卒業後の研修のあ

り方についての懇談会を持ちまして、一年間、鋭意この後の措置につきまして検討をいただいたわけでございますが、去る五月二十三日にこの懇談会から御答申をいただいております。それによりまして、いろいろ問題が複雑でございますけれども、現行のインターン制度は廃止しよう、そして学部卒業者は直ちに国家試験を受ける、その合格者に医師免許状を与える制度に切りかえる、その医師の免許状を一応取った者について、医師というものは職務の特殊性にかんがみ、その後も臨床研修につとめるべきであるという考え方のもとに、新しい臨床研修体制を確立すべきであるという御答申をいただいております。したがって、これは制度的に申しますと、インターンに関する限り、法制上の措置は厚生省所管の医師法その他関連の法規に規制されておりますので、その改正問題が具体的に起きてまいりますし、したがって、今後は従来のようなインターン制度でなくして、新たに医師となった者の臨床研修というふうな形で、大学病院、あるいは新しく考えられております大学以外の教育病院、この両者だけで臨床研修を進めてまいるといふ構想が答申されております。私たちが基本的にはこの構想を受けまして、この具体化のための措置をいま検討中というのが一連の流れでございます。

○林塩君 たいへんむずかしい問題ということば承知しておりますけれども、具体的に医師を非常必要とするという状態が大事だと思うのでございます。まあ、医師の教育につきましては、もともと多くの優秀な医師をほしいと言っておりますのが国民の声でございます。専門の分野につきましても、これは業務のことでございますから、そこまでは詳しくは伺いませんけれども、しかし、インターンが、実習の場がたいへんに困るというところで、それぞれ聞いてみますと、実習の場とそれからインターンの期間中にいろいろな、何と言いますか、生活上の問題というところ、これが大学病院におきますところの無給の医師の問題と、それからインターンがたくさん大学病院におりまし

て、インターン自身もそこではほんとうの実習ができないのだといういろいろな問題がございます。このことにつきましては、解決は急にはできないと思っておりますが、その辺につきまして、実習も教育であるという考え方で文部省としては臨まれておりますかどうかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(天城勲君) 今度新しい答申をいただいておりますので前向きの方で問題を考えるわけでございますが、御指摘のとおり、現行のインターン制度は、医学部を卒業してしまってもう学生でない、学生でないけれども医者でないというたいへん身分のはっきりしない立場において、まあとにかく研修をしなければならぬ。しかも、それが医師の国家試験を受けるための義務であったというところ、いま御指摘のような研修を受ける体制とか、あるいはその者の身分、あるいは給与関係というものが不徹底であるわけでございます。しかし、本質的には医師の研修ということは必要である、臨床研修は必要であるということはこれはどなたも異議のないところでございます。いままで不徹底でございました、あるいは十分措置のできなかった問題等をあらためて考え直すというところで先ほど申し上げたような御答申をいただいたわけでございますので、今後はその趣旨に沿って研修を受ける場の研修体制と申し申すか、その問題とそれから研修を受ける研修生の身分ないしは立場という両面からはっきりした制度にして、医師の臨床研修を充実したいという御答申の趣旨でございますので、私たちが全く同感でございますので、従来のことは一応従来のこととして、あらためて前向きの方で考えていきたい、こう考えておるわけでございます。

○秋山長造君 ちよつと関連して。いまの医師の養成の問題ですが、そうすると、何ですか、これはまあ所管から言うと文部省と厚生省とでまた争った問題で、へたをすると、いわゆるなわ張り争いというか、権限が抵触するような、ちよつと接点にある問題で、また、そういう行政的な扱いと

しても非常に複雑さがあって、おそらくあなた方はもうも非常にこずつておられる問題だらうと思ふのです。ですから、医師の養成と一口に言っても、医師の養成の途中までは文部省でやる、それから一定のところは厚生省でやるというふうなかつこうになっておりますね。そこで、非常に端的に私お尋ねするのですが、国家試験を受ける直前までは文部省の医師の養成という一つの過程を考えると、国家試験を受ける直前のところまでは文部省が責任を持つわけですか。国家試験を受けるところから先は厚生省が責任を持つわけですか、どういふことになるのですか。

○政府委員(天城勲君) 今度の新しい制度で申し上げますと、要するに、学校教育としては、医学士になりますと、今度は国家試験を受ける資格が出てくる。これは極端に申し上げますと、ほかの例でも同じでございます。商船も商船大学を卒業しますと海員免許状を受ける資格ができる。ですから国家試験というものは医療行政上からくる別の行政と考えていいと思ひます。それから先の臨床研修という問題でございますが、これは医師である以上は、もうそれで一人前の医者なんでございませうけれども、最近の医療技術の向上から、とにかく臨床研修を積まなければ、よりよい医者ができないというところから、これは何も義務教育で学校という形でなくて、臨床の場を踏みながら技術をみがいていくということが要請されてくるわけですから、その辺が非常に御指摘のように複雑なわけでございます。これがすべて大学の責任なら、大学は大学の教育体制の中に入れてやるわけでございますけれども、すべてが大学でやるというふうなわけでもございまして、したがって今回、水準の高い病院を教育病院として、これは大学の付属病院と同じように教育の病院というものを指定いたしました。そこで一定の研修計画に従って研修をする構想が答申されておるわけでありまして、所管の問題になりますと、はなはだ複雑でございますけれども、この懇談会自身が文部省と厚生省の二人三脚で始めたものでありますので、実施につきまし

ても、兩者分担して、そこを来たさないように考
えていなければならぬ。こう考えておるわけ
であります。

○秋山長造君 教育病院というのは何ですか、い
まままでの大学の付属病院とは全然別に新しい医師
の養成というところだけの目的の病院をつくるわけ
ですか。

○國務大臣(鈴木幸弘君) 医師の今度の新しい研
修制度をつくりまして、医師の試験に合格した
者の研修機関は、これは私どもとしてはほとんど
これは大学病院に入れなければならぬと思つてお
ります。ただ、それだけでは足りませんので、厚
生省のほうで教育病院というのを指定しますが、
教育病院については、やはり大学と十分に連絡を
とって、教育的な医療機関として認定をする形を
とるわけでありまして、すべての病院が教育病院に
なるわけではございませんで、相当の教育的な余
力を持つ病院を厚生省が指定する。ところが、こ
の指定するのにつきまして、どの程度の病院が教
育病院になり得るかということについては、現段
階ではまだはっきりいたしておりませんけれども、
とにかく大学病院以外に教育病院というものを設
けるということでございます。ただ、私は今度の
制度、お尋ねの中にはないのでございますけれど
も、私は実はこの答申の線は、文部省の立場から
言いますと、非常に私は進歩してきておると思
います。なぜならば、いままでは大学四年と、二年
のプレ・メディカルをやる。四年の大学教育を受
けながら、なおかつインターンを一年やらなけれ
ば国家試験を受ける資格がえなかつたわけであ
ります。しかし、今度はやはり医師の養成学校であ
りながら、医者はまだなるかならぬかわからぬ
ような養成をしておつたのが、本来、これはやは
り私はこの四年の大学を卒業したら、当然に試験
を受ける資格は少なくとも与えるべきである、こ
れは私の持論でありましたが、その線まで今度
達されたのが一つ。もう一つは、大学病院の問題
といたしまして、一番現在私どもが苦勞いたして
おりますのは、無給医局員の問題でございます。

それで、実地診療の研修をやります場合は、い
わば無給医局員と同じような形のものがここにでき
るわけでございますが、これは要するに大学の試
験に合格しますと、その大学の大学院の学生の取
り扱いをいたしてまいります。それからもう一つ
重大なことは、無給医局員ができました。一番大
きな原因は、現在、医学博士の制度でございます。
開業いたしましたためにはどうして博士号を持つ
ておらなければ開業できない。ですから、たとえ
ばその基礎医学、細菌学とか、そういうたような
もので学位を取りながら、しかも開業は内科とか
産婦人科でやる、こういうたようなことで、とに
かく学位が欲しさに無給医局員として医局で働
いておるという場合が非常に多かつたのでござい
ますが、今度は二年の研修を入れますと同時に、そ
のお医者に登録医の制度を設けたのでありまし
て、

〔理事中野文門君退席 委員長着席〕

内科で二年間実地にやりますと、内科の登録医とし
てこれを登録する、そしてそれを看板に掲げるこ
とができるという制度をとりまして、これは専門医
制度への移行を意味すると思つてございまして、
実際上の診療の技術とその看板とが一致する、こ
ういう形におきまして従来の不合理であつた学位
制度というものの対して、基本的な考え方を変え
ようとしたのでございまして、私は今度の
答申は、私どもにとりまして、また大学の取り
扱いにつきましても、非常にいい方向に答申がな
されておるものと私は解釈いたしておるのであり
まして、大学病院における診療研修の形は、これ
から非常に割合スムーズな形でなされることか
ができるのではないか。その意味におきまして、国立
大学の病院といたしましては、医学部といたしま
しては、あらゆる答申に沿うような最善の努力を、
内容の改善ということでもぜひやりたい、そういう
ように考えております。

○秋山長造君 もうこれでやめますが、いまのお
考えは一応いままでのよりは多少改善になるかと
思ふのですが、その前に、一体、大学の六年で
すね。六年間医学教育をやつて、それでなおかつ
さらに卒業した後二年間実地研修をやらなければ、
この資格は資格といつても名目的な資格ですわ
ね、実質的な資格は取れぬということになると八
年ですわね。それもけっこうでしようけれども、
その制度の前に、現在の六年間に教えているその
内容を何か改善のしようがないですか。たとえば
実地研修なんかにしても、何も卒業してからでな
ければ実地研修できないということじゃない。付
属病院もあるし、医学部のあるところには必ず病
院がある。実際には現在だつて学生が実習をやつ
ていますね。ただいわけゆる科目その他内容が張
りすぎて、とても十分な実地研修ができぬとい
うこともしれぬけれども、二年の教養過程、これ
は原則的にすべて初めの二年は教養過程というこ
とになつておりますけれども、それは一応原則と
して認めながらも、やはり医学教育に即した教養
過程というふうなことに考えれば、何か六年間
すからね、六年の間に理論と実際と両方やつて、
とにかく一応国家試験に合格すればもうそれで一
人立ち、一人立ちと言つても一人立ちの内容はい
ろいろありますけれども、一応、最小限の一人
立ちではあるというところは考えられぬですか。

○政府委員(天城勲君) まさに御指摘のとおりで
ございまして、この懇談会の答申におきまして
も、結局、医学部の教育という問題が一つ問題と
して議論されましたけれども、結論としては当面
のインターン制度の処置ということでは当面に
残されております。六年間の、ほかに比べて長い
教育でございまして、この間における臨床研修
のあり方、さらには医学教育そのものについての
いろんな御意見が出ておまして、私たちも次の
問題としてはこの問題が検討に正面から対象にな
ると考えております。先ほど大臣が申されました
ように、大学院の問題と、それから医学部教育の
問題、この問題があわせて考えられなければなら
ない問題と思つております。

○秋山長造君 どうもそのことになると、実
地の必要ということもあるかもしれぬが、何か厚
生省がいままでインターンの一つの何を持つてい
たわけですか。縦張りをしてを廃止してしまふと
何もなくなるわけですか。そこにインターンという
制度を形の上ではなくすけれども、何かの意味で
医者が一人立ちするまでの過程の中で、文部省だ
けじゃないに、厚生省としても発言というか、関
所を一つ持つていたいという、そういう私は傾向
が案外こういうふうなことになるであらわれてい
る。いおば文部、厚生との妥協点みたいなこと
になつてゐるんじゃないかという感じを受けるわ
けです。だから、いま新しい制度でも反対してい
ますね。若い連中が依然として反対の旗をおろさ
ぬでしよう。そういうところを敏感に感じとつて
反対をしてゐるんじゃないですか、どうなんです
か。

○國務大臣(鈴木幸弘君) この新しい答申に対し
まして、まだ学生がインターン廃止で本質的に反対
をしているというのは私も詳しくは存じておりま
せんが、しかし、学生の今度のインターン問題に
対する反対は必ずしもインターンだけの問題じゃ
ございまして、特に医学教育の、私がこう言
うとおかしいですけれども、旧来の講座制というも
のに対して一つの反感と申しますか、これは本
質的にあると思ひます。ただ、インターン問題
につきましては、この答申でも実際に診療を行なう場
合においては、四年間だけではなお不十分だか
ら、その上に十分もう少し、人命に関する問題で
ございまして、研修を必要とする。しかし、必
ずしも研修を義務づけているわけじゃございませ
んの、この研修をいたすことは本人の自由意思
でございまして、特に必ずしも直ちに開業するとい
う場合でない場合は、これは義務づけておるわけ
ではございません。ただ、私はインターン制度
を、もし研修を絶対に必要とするならば、医師教
育がかりに五年になつても卒業するときに一人前
にして出すべきである。しかし、現段階におきま
しては一応四年で卒業させて、医師免許状を与え
て、それ以上に専門医的ないわけゆる登録医になる

ためには二年間の研修を必要とするというのでございすから、一応これでインターンの問題は解決できるんじゃないかと思っております。しかし、なお学生の動向には十分注意してまいりたいと思っております。

○林塩君 インターンと関連いたしましての問題ではございせんが、やはり教育をしてる限り、医師自体の教育だけでなく、やはり何のために医師教育があるかというところは、同時に国民のほうの需要もあるという関係におきまして医師の数が非常に少ない。例を申しますと、近ごろ問題になっております交通事故等の問題につきましても、四千人の人がもし脳外科の医師があつたらば助かつたであらうということをお申しております。それに対して脳外科の専門医は二百人しかいないということとは非常に遠い問題でございす。そういうようなことと関連いたしまして、文部省としても、起こつてきます問題に対処しますための医師の教育をどうするかということと同時に、何人ぐらいを養成していなければいけないとか、これはもちろん厚生省の問題だといひましても、厚生省は教育をしておりませんので、そういう点の対策は、いま考えられてゐるものでございす。将来そういうところまで考えられていくようなことも、文部省として責任を持たれるかどうか、医師が数が少ないということがやはり非常に大きな問題になつてゐるわけでございすので、このあたりについて御意見を伺つておきたい。

○政府委員(天城勲君) いまの御質問は、ある意味では医師の絶対量の問題と特定の部門の専門家の養成と二つあるのじゃないかと思つております。医学部の学生定員につきましては、これは厚生省の医療行政との関係が現実にございすので、たえず密接な関係をとつてきておりまして、これは御存じだと思ひますが、戦後一時、戦時中の臨時医専、あるいは昔の医専等いろいろなものがございしましたので、その整理ということを——あまり数をふやしてはしくないという考え方が医

学界あるいは厚生省側からございまして、その整理をしてまいりました。しかし、その後、健康保険の普及によりまして、やはり医師の不足がだんだん取り上げられてまいりまして、最近、私たちのほうも国立大学については学生定員の増をできるところからやつてまいりました。最近なお厚生省からも医師の増員について考慮してほしいというところを言つておりますので、厚生省と十分連絡をとつて考えていきたいと思つております。

それからまた脳外科のお話が出たわけでございすが、こういう特殊な領域の専門家、専門の臨床家の設置につきましては、私たちもいろいろ各方面の御要望もございすので、十分検討いたしながら必要な臨床家の設置をいたしております。特に御指摘のように、本年度は脳関係につきましては、単に脳の診療の部門をふやすだけじゃなくして、もっと広い意味での脳の研究を大学の医学部でやり、新しい脳の研究所の設置も今回お願いするようなわけでございまして、そういう両面から量と質と申しますか、専門分野の拡大という点については今後とも留意していきたいと考えております。

○林塩君 あと三つほどで終わりますが、次に、大学病院の問題でございすが、いつかこの問題につきまして質問いたしましたが、二点ございす。いまの大学病院自体はやはり医師を養成するためにその実習所としてあるのだ、教育目的はあるのだということをやつたわけでございす。しかし、同時に患者を診療するという意味では医療法上の病院でございすが、文部省は大学病院をたくさん持つておりますが、これについてどちらに重きを置いておられますか。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、大学が本体でございすから、大学がそもそも付属病院を持つ理由は教育研究ということが本来の目的でございす。しかし、同時に実際問題として考えてかなり高い医療水準を持つておりますし、国民の社会的な診療機関としても重要な使命を持つておるわけでございす。私たち内部でいつも話を

するのでございすが、大学の付属病院というのは、教育と研究と診療という三つの機能を果たしていくということと、たいへん複雑であるし、負担も重いということもいつも問題のあるたに議論してゐるのでございすが、その辺の現実はそのう形でございまして、私たちはこれは形の上ではそういうものの言い方はできませんが、これが三つ、こんな一体として実は運営されてゐるような実態でございすので、その機能は私たちも十分意識してございす。ただ、基本的には大学の持つてゐる意味というものを失つてはならないと、こゝろ考えております。

○林塩君 それでは大学病院は相当大きな分野でございす。しかし、それを文部省で管理を指導してゐる病院課というのは非常に小さなものですね。それで、あれくらい病院を持ち、それから医療法上の病院でございす。何百床、何千床という床を持つております。それがやはり適正な医療、看護、そういうものを行なうとするならば、その指導という面ではかなり大きな管理能力を文部省本省が持つていなければ、その人員とか、あるいは内容とかいうようなものにつきましてはできないように思ふのでございす。最近、病院課がございまして何となくというところでございす。看護業務の問題もそれと関連し、それからそこにあるとところの教育の問題もそれと関連し、実習の場としての看護患者はどうかというところ、非常にむずかしい問題がございすが、これについては病院をどんなふうにお考えになり、将来、文部省としてはそういう分野の拡充をされていき、適正な医療を病院にされるように、ひいてはインターンの実習の場としていい状態がつくれるようにとお考えになつておられますかどうか、その辺、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今度の臨床研修は相当重大な大学病院に對しまして負担をかけられることになると思ひます。したがひまして、これに要します施設、内容、研修の場としまして相当拡充整備し

てまいらなければならぬと思ひます。それで、大学病院の地位がだんだん仕事の上からも重大になつてまいりますので、四十三年度の予算編成にあたりましては、十分この大学病院課のあり方につきましても考慮をいたしてまいりたいと、こゝろ考えておる次第でございす。

○林塩君 文部大臣にぜひお願いいたしますことは、文部省としまして医療関係が相当入つてきておりますので、その分野につきましても相当御研究をいただきまして、そして四十三年度におきましては、いま申し上げましたような状態について、格別の御研究と、それからまた予算上のことにつきましては御努力をお願いしたいと思ひます。本日はこれでやめますが、文部大臣の御所信を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) お説のとおり非常に重要になつてまいりますので、十分私も検討し努力をしてまいりたいと思ひます。

○秋山長造君 この改正案の順序に従つて二、三点伺ひたいと思ふんですが、まず第一点として、この提案説明にもありますが、国立大学の拡充整備計画云々ということがありますが、文部省として国立大学の拡充整備計画というものは何か持つておられるんですか、プランを持つておられますか。

○政府委員(天城勲君) 実はけさほどもちよつと申し上げたわけでございすが、鈴木先生の御質問に関連して、ちやうどいふゆる急増期に当たりまして、大学全体の規模、あり方を考えていく中で、国立大学としてどういう分担をするかという、四十年、四十一年、四十二年、四十三年ぐらいの見通しを持つておるわけでございす。それは一つは数量的な増部の問題と、それを遂げていく場合の学生の増募をはかつていく場合の方法、たとえば学部を増設とか、学科を増設、あるいは従来も課題になつておりました文理学部を拡充改組の中でどういふふうに移けていくか、あるいは全体の中で文科系と理科系をどのような比率で伸ばしていくかというような基本的な考え方を持つて

おるわけでございます。

○秋山長造君 私がお尋ねしているのは——いま局長がおっしゃるのは、また、けさ鈴木委員との論議の中に出たのは、これは国立大学の整備拡充という問題の中の私は一部だと思ふんですよ。ただ、主として量的な問題だけで、ベビーブームをどうこなしていくかという面だけの整備拡充でしょう。私がいまお尋ねするのは、それともちろん重要な要素にはなるが、ただ国立大学の整備拡充というそれだけじゃないと思う。考えようによっては、そういうことも大事だけれども、もっと大事なことは、質的な整備拡充ということが本来はもっと大事なことでないかと思ふんです。で、そういう両者を含めたことになりましてけれども、そういう意味のひとつ、たとえば養護教員の養成についても五カ年計画という充足計画がある。その他計画はやりで何カ年計画というものがいろいろの面に出てきていますが、そういうような意味で、文部省として、このたくさんある国立大学の整備拡充計画というものをまとめておられるのかどうかということをお願いするんです。

○政府委員(天城勲君) ことばが足りませんでしたけれども、けさほど鈴木先生の御質問に関して申し上げたのは、国公私立を含めての量的な一つの考え方でございます。その中で量的な面から見れば国立大学の分担する分がございまして、それを含めて申し上げたわけでございまして、同時に、国立大学自身として御指摘のような質、一言で質と申しますか、内容を充実しながら拡充していくという考え方は当然でございまして、私たちも持っております。それで同じ量をふやすにつきましても、ちょっといま申し上げましたように、大学全体の中で国立大学の持つておる意味から、たとえば理工系に重点を置くとか、それから教員養成の、義務教育教員養成については国立が中核になつておりますので、その充実をはかるという点、あるいは非常にこまかいことがいろいろございまして、たとえば教官の研究費、あるいは学生の経費、これは予算的な水準の向上でござ

います、そういうものを伸ばしていく、あるいは大学院の問題につきましても新しい修士課程を設けるとか、あるいは全体の水準を上げる問題とか、あるいは従来からも問題になつておりました文理学部改組を、この急増の増員の過程の中でどうこなしていくかと、学術関係の分野を研究所をはじめ全体をどういうふうな整備していくかと、あるいは一般教員についての充実をはかるために教養部の設置をどのようにやっていくかと、こまかく申し上げればいろいろなことがございますけれども、考え方としては、単に量的問題でなくして、質あるいは組織の問題を含めて考えたわけでございまして、ただ何と申しましたも、ここ三年間、量の拡大ということがあつても、意味では不可避的な要求でございまして、やや質的な問題についてはタイミングのズレを考えまして、この山を越えた段階で一そう質的な改善をはかる、こういう大体的なものは立つております。

○秋山長造君 そうすると、頭の中での整備拡充計画というものは一応あるにしても、何か具体的な書いたものは、まだそういうものは持つておられぬということですね。

○政府委員(天城勲君) 特に国立大学につきましても大学の意向というものがかなりございまして、か、ここをふやせというのを一方的に言えなものでございまして、そういう基本方針を定めまして、この三年間なら三年間の基本的な考え方を大学に示して、その中で大学と話し合いをつけながら、できるだけその計画を実現するようなそういうやり方をいたしておるものですから、文章で書くとおっしゃるか、骨については書いたものも持つておりますけれども、何々計画といつて数字がきつちり入つたものは私たちは現在持つておりません。

○秋山長造君 事の性格上、何々計画というようなものではできないかと思ふのです。ただ、国立大学は七十四校ですか、あるのです

ね。まあひとところは駅弁大学だなどといふ悪い口を言われた。また最近少し少しこぼす量

産大学というようなことを言つたりしてありますが、いづれにしてもそのことばに含まれておる意味というものは、同じ国立大学であつても、地域により、また大学によつていふ格差がひどい、ピンからキリまである、こういうことだろうと思う。第一、入学試験だつて一二期校と二期校と同じ国立大学でそこに差別がついておる。どうして一期校は二期校に対して優越意識を持つてしまふ。また二期校は一期校に対してコンプレックスを持つことになるでしょう。これは否定できなかつた。そういうことをできるだけなくしていつて、ほぼバランスのとれた国立大学というものの網を全国に張るといふのが私は当面の理想だろうと思ふのです。文部省としてもそういうようにお考えになつてこの整備拡充ということに努力していかれるおつもりかどうか。これは私立大学も入ります、広げればね。そこまでは手が回らないから、とりあえず私が問題にしておるのは国立大学七十四校のことを問題にしておるのですけれども、七十四校がそれぞれ個性があり専門が違ふのですから、ある意味では違つてくるのはやむを得ないが、それにしても質的にあまりにも格差がつき過ぎておるといふことは否定できないでしょう、設備の面からいひましても、教官の陣容からいひましても、学生の質からいひましても、あらゆる面からいひましても、そこいらを将来、量だけでなく質的な整備拡充の面でどういふような根本方針でやっていくとされておるのかということ

○政府委員(天城勲君) これを一言で申し上げますのはたいへんむづかしいのでございましてけれども、簡単に申し上げますれば、私たちは、それぞれ大学が歴史的な事情を持つておりますし、また、地理、地域的な事情を持つております。要するに、個性がございまして、何でも同じ型にしなければならぬという考え方はむしろなら

いほうがいいのじゃないか。大学のそれぞれの特色を発見してそれを伸ばすような形で応援したい

というのを第一に考えております。それからよく格差ということを言われるのでございましてけれども、私たち基本的には予算、積算、あるいは制度の上でもつていわれる旧制大学とか、新制大学といつても、積算上その他の区別はないでおるわけでございまして。ただ、現実問題として大学院が非常に充実してまいりますとか、あるいは研究が非常に積極的になつてくる大学については、研究費、あるいは大学院の指導費、講座費というやうなものが加算されてまいりまして、その面が非常に大きなウェイトを占めるために、総体的には格差が非常に目立つやうな印象を受けますが、私たちは基本的に少なくとも学部教育のものの考え方においては同じように扱つておる。しかし、できるだけ各大学の特色を生かしてそれを伸ばすように応援したい。抽象的に申しますと、そういう考え方を基本に持つておるわけでございまして。

○秋山長造君 この問題の議論はもっと突き詰めてやっていく必要があると思ふ。しかし、きょうはやりませんけれども、あなたの方でもそういうことで現在の大学というものの実態調査をやられるんでしょう。

○政府委員(天城勲君) 国立大学につきましては平素の仕事の関係もございまして、いろいろな角度から業務報告的なものとしておりますが、本年度もつと広い意味での大学調査を、これは官房のほうが主体になりまして実施する計画を持つております。

○秋山長造君 それでは、今度、山形大学、茨城大学の文理学部を人文学部と理学部に分けるということが出てきておるんですが、これはいままで全部で十四文理学部がありましたね。それをずっと分離してきて、ここで山形大学と茨城大学を分離する、そうするとあと千葉、愛媛、高知、島根、富山……

○秋山長造君　あと三つですか。どこどこですか、あとで指摘していただきたいんですが、それで一応文学部との分離は終わるわけでしょうね。私は必ずしも入学志願者の急増に対する対策とし

ただでやってこられたものとは思っていないんです。やっぱりそうでなしに、質的な拡充整備計画ということでやってこられたんだと思うんですがね。やはりあと残っている三大学も続いておやりになるのかどうかということ。それから、ことし富山もやるとおっしゃってありましたね。それがここで抜けておるのはどういう事情かということ。それから、あわせて法文学部というのが四つとか幾つかありますね。法文学部なんかを法学部と文学部とに分離してそれぞれ充実をしていかれるおつもりがないかということを承りたい。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のとおり、いわゆる文理学部というのが十四大学にございました。

これは中教審の三十八年の答申でも文学部（文部省）の趣旨はございますが、その後のいろいろな実情から文学部はそれぞれの実情をしんしゃくして改組なり拡充されることが必要である、こういう答申をいただいております。それに基づきまして、この基本趣旨に従って各大学でどういうふうに拡充していくか、改組していくかということを御検討願ひまして、内部の態勢が整ったところから逐次実施してまいったわけでございまして、今後残るものが――今後残ると申しますかまだそれが済んでおりますんのが、愛媛、高知、千葉の三文学部でございます。

○政府委員(天城勲君) それからいまい御指摘の富山のような、あるいは島根のような大学は文学部を分離いたしませんで、現状のままで内容を充実するというのが学校の方針でございましたので、二学部に分けられないままの大学もございます。

これはそれぞれの大学の考え方によっていずれの方法によってでも文理学部を充実する、こういう方針に従ってやったわけでございます。したがって

まして全体としてこの十四大学が分離するか、あるいは分離しないままで充実するか、それぞれの大学の考え方によりますが、一わたり全部いいたすつもりでございます。それから御指摘の法文学部という学部が四つございます。これをどうするかというお話でございますが、この中にはやはり沿革的にいろいろな過程を通じて現在の法文学部になっておるものもございます。これを次に――次にと申しますか、すぐ法学部系と文学部系に分けるとか分けないうことにつきましては、私たち全体のプランの中から考えまして次の問題にいたしたい。一応この分離の問題を一わたり終わつた次の問題として取り上げたい、事務的にはそういう考え方で現在おります。

○秋山長造君　そうすると、文部省のお考えは、あと残っているのは千葉と愛媛と高知と、来年これをやるのですか。それで来年やって、そうしてさらに再来年になりますね、再来年以後の問題と、法文学部はというようにお考えになっているのですか。

○政府委員(天城勲君) あとの三大学につきましては、三大学がそれぞれ検討されておりますので、その内容がまとまれば逐次やるということ、来年すぐ三大学とも事情が整うかどうか、現在の時点ではわかりません。しかし、方向としては全部やるつもりであります。それから法文の分離と申しますか、他のこういう複合学部的なものをどうするかということは、一応これを終わりますから、それをどうするかということを考えた、こう思っております。

○秋山長造君　そうしますと、いまのところは文理学部を分けるということしか考えてない、法学部のことは一切考えてないということなんですか。

○政府委員(天城勲君) 実は法文学部だけでございまして、一応分離ということを計画的にやっていますけれども、文学部のことを取り上げてまいりましたけれども、他に学部の問題がいろいろございます。従来の文学部と言われたも

のでさえも内容の再検討をしております。いろいろ新しい問題が起きてまいりますので、一応、文学部部の改組拡充の問題が終わりました段階で、大学の学部問題をどう考えるかをあらためて考える。その中で御指摘の法文学部も当然議題になるだろう、こういうことを申し上げたわけであります。

○秋山長造君 私は必ずしも文理学部についても文学部の理学部に分離することを一律にやっていかどうかということは、いまま局長のおっしゃるように、問題がそれぞれの大学の特殊事情というものを十分尊重されるということ、富山や鳥根というものはむしろ文理学部のままで充実していきたい、こういうことだとおっしゃる。そこで、法文学部についても四つあるわけですから、その四つを一律に分けるとか分けぬとかという議論にはならぬと思うのですけれども、しかしただ、さっきの文理学部を分けると同じ趣旨で四つの法文学部のうち、ぜひその地域の事情、また大学の特色その他から考えて速急に分けて、個々に充実していきたいという強い希望を持っておるところは、あるいはもうそういう陣容を持っているところは、これは分けるのは文理学部だけで、あとのものは一切あと回しだというのも私はおかしな話だと思うのですよ。文理学部は文理学部としてやればいいが、それと並行して法文学部などの問題も考えていったらいいんじゃないかと考えるのですかね、それはいかがですか。

○政府委員(天城勲君) 実は法文学部の問題だけじゃございませんで、現在人文学部という名前の学部でも、中から社会科学系を分けるという議論

も出ておるわけでございまして、それらの点はたまたま法文という名前が出ているので法文という議論が出ますけれども、人文系の中でも、中を社会科学系を分けたという話も出ておるわけでありますので、ひとまず文理学部の見置が終わりましたから、そういう従来の既設学部の再編成の問題はあらためて考えていくという原則論を申し上げておるわけですから……。

○秋山長造君 原則論でもいいんですが、文理学部を大体分けるというのは、そもそも理由は何ですか。やはり文と理は水と油のように不自然なものだから分けるというのですか。

○政府委員(天城勲君) 分けなくとも充実している大学がございますように、分けなければならぬという理由はございません。ただ戦後、文理学部が旧制高等学校を母体としてできてきたいろいろな沿革から、当初考えました文理学部のあり方が、その大学の他の学部、あるいは一般教育をおもに引き受けておりますので、そういう関係から、その大学について最初考えられたとおりにくことが、必ずしも最初考えたとおりにいかない場合がいろいろ出ておるものですから、文理学部全体としていろいろな問題がございましたので、特に文理学部の問題が中教審でも取り上げられて、それぞれ実情に応じて改組なり拡充なりしたいという御答申がありまして、これはいいじゃないかという御答申がありまして、これは文理学部関係者が長い間集まりまして相談した結果、それぞれの大学の実情に即した分け方をしてきたわけでございます。したがって、大学によりましては、御指摘のように自然系と人文学系一本でもいいという学部がございます、それぞれの大学の事情によって処置いたしたわけでございます。なお、学部全体といたしまして、私たちもいろいろな問題をかかえておりますので、どこはどうする、どこはどうするということを、この場で申ししかねる事情にございますので、ひとり文理学部だけの問題ではございません、全体として学部の問題を考えさせていただきたいということを申し上げておるわけであります。

○秋山長造君　分離というと、文科系と理科系、これと一緒にしておくのは不自然だから、分けたほうが自然だろうという感じ方が、お互い気持ちの底にあるのじゃないかと思うのですよね、それはありませんか、あなた。

○政府委員(天城勲君) それは、普通見るとそういう考えがあると思いますけれども、たとえば東大の駒場の教養学部、普通教養学部の

専門と言われているものも、いわゆる教養学科と基礎科学と自然科学と、人文科学系、社会になつておるわけでございます。それはそれで大学の考え方でございまして、本来、自然科学と社会科学が同じ学部でございまして、教育するわけにございませぬし、それぞれの専門のところは、専門のところとしてやるわけにございまして、その性質上同じ学部についていけないというところは成り立たないのじゃないかと思つております。

○秋山長造君 わかりました。結局、文部省としては何ですね、一つの原則を立てて、それで機械的に割り切っていくというやり方はとらない、あくまで当該大学の個性といひますか、その大学個々の事情によつて対処していく、こういうふうに受け取つていいですね。

○政府委員(天城勲君) 具体的な問題については大学と十分話し合ひをしていくということでございます。ただ、基本的にやはり考えられる問題は、それは幾つかございまして、先ほども申した設置基準というふうなものもございまして、その程度のこと、大学と話し合ふときにわれわれの意見として申し上げますが、具体的問題については大学と十分話し合ひていきたい、どこもこれも同じ方式で、同じ型によつていかなければならないという考え方は持つていないということ、を申し上げる次第であります。

○秋山長造君 時間とりますから次にいきます。第二の大学院の問題に関連してですが、この間、国大教から国立大学教官の給与改善対策要望書というのが、文部省と大蔵省と人事院に提出されておりますね、これは文部省として、特にあなたのはうが担当の局になると私は思う、これはどういうように扱つておつたりなんですか。

○政府委員(天城勲君) これは内部のお話もございまして、正面からの担当は人事課が従来給与の担当はやつております。もちろん大学の問題でございまして、大学局も一緒になつてこの給与問題は処理してまいりました。このたび国立大学協会から国立大学教官の給与改善に関する要望書

が文部省に提出されております。それにつきまして、私たちのほうの処理のしかたでございまして、私ども、関係の人事課が中心になります。関係の部課が集まりまして、これは内部だけの問題でございまして、一つの給与に関するわれわれ研究会と称しているものがあるのでもございますが、そこで十分検討いたして、毎年の措置でございまして、人事院に要望という形で文部省から大学教官の給与改善について申し入れをいたしてあります。このたびも国大協からこういう御要求をいたしてありますので、その措置を、その方法によつてその実現に努力したいと、かように考えております。

○秋山長造君 これは文部大臣にお伺いしますがい、いまちょっと大臣が席をはずされたから局長に、しかたなしにお尋ねしたのですけれども、この間、国大協から出た国立大学教官の給与の改善に関する要望書、大臣はこれをお読みになりましたか。

○国務大臣(榎本幸弘君) 詳しくは読んでおりませんが、大体わかつております。

○秋山長造君 これはきわめて重要な内容を含んでおると思うのですが、文部大臣としてこの要望書に対して今後どう対処されようとしておるのか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(榎本幸弘君) 私は詳しくはまだ検討しておりませんが、国大協の要望の筋は私は非常にごもっともな点が多いと思つております。でございまして、このほど人事院総裁ともお話ししたのでございまして、できるだけ基本的にはその線に沿つたように、今度の勧告の時期も近づいておりますので、人事院でも考慮してもらつて、できるだけこの趣旨を取り入れるような勧告をいたしてまいらうように、人事院ともお話し合ひをしてまいりたいと思つております。でございまして、基本的にはぜひひとつこの線に沿つて私どもでできるだけ努力をしたい、こう考えております。

○秋山長造君 次に、さつき鈴木委員から資料要求のあった九州芸術工科大学のことですが、さつ

きの大臣の御答弁では四十三年度から開設するということにはなつたけれども、なかなか教官の陣容を整えるのがたいへんだというお話だと思ふのです。これは特にこういう教官もなかなかこの学校に向いたような専門の教官を備えるのが文部省の力をもつてしてもたいへんだというふうな、できるかできぬかわからぬぐらいたたいへんだと思うのです。特に九州でこういう要望が持ち上がったというのは何か特別な事情があるのですか。工業デザインでしよう、要するに、これは。

○国務大臣(榎本幸弘君) 実はこれは内容を打ち割つて私にお話し申し上げるのでございますが、御承知のように福岡県の学芸大学はいわゆるタコの足大学と言われまして、一つの本校と四つの分校を持つております。こういう状況では教員養成をいたしましてもだんだんまあその内容が低下してまいりますので、全県民の要望をいたしまして、これを一つに統合いたしまして、教育大学を移転統合するという方針を決定したわけでございまして、その際におきまして、特に本校がございました福岡市としては、従来ありました学芸大学の本校がなくなるといふことは市民としてたいへんな問題でございまして、そのあと地にぜひひとつ、その当時でございまして、芸術大学をつくつてもらえないかという強い要望がございました。

それで、芸術大学といたしましては、はたして日本に、上野の芸術大学以外にも一つ同じようなものが要るかどうかといふことからいろいろ検討をいたしまして、最近の産業と芸術と合わせた一つの新しい大学をつくつたらどうかという意見がだんだん強くなりまして、そうしてこれを文部省のほうに地元からの要望で取り上げていただきまして、その調査費を三年ばかり計上して、そうして成り立つかどうか、また成り立つた場合に内容をどうするかといふことの委員会における長期にわたります研究をしていただきまして、そうしてこれは近代産業におきましてきわめて必要な学校の一つの制度であり、しかも、これをやるためには必ずこういうプランでやれば成り立つという

一つの見通しがつきましたので、これを四十三年度から開校するというところで今度お願いをいたしておるわけでございます。でございまして、そういう歴史的な意味合いにおきまして福岡につくるといふことに決定したわけでございまして。

○秋山長造君 この提案の趣旨を拝見いたしましたも、なかなかこれはいままでのわれわれの常識のワケをはるかに越えたスケールを持つていられるので、自然科学と人文社会科学の総合、あるいは科学と芸術の総合が必要とされるのであります。このよう新しい学問分野を開拓するため、云々と、これは壮大なスケールを持った大学ですね。いま大臣がおっしゃつたような経緯があつて福岡へできる、九州にできるということですから、これについてとやかく言うのでは私はないのです。ただ、これだけの趣旨で、しかも工業デザインというふうなもの、養成を中心にした大学といふことになれば、もちろん九州がいなかだと申しません。九州に置いてけつこうなんですか、しかし、私どもの常識から言つて、当然、東京だとか、大阪だとかいうようなところで、そういう要望といふか必要はなを非常に強いはずだと思ふのです。ですが、まず九州にということになったのですが、そうしますと、東京や大阪にもまたつくつていられるというふうな御計画があるのかどうか。これは芸術大学が東京の上野に一つだけあると同じように、この工業デザイン系の養成の国立大学というものは九州一つでやつていくのだというおつもりなのか、そこらのおつもりをちょっと聞かせていただきたい。

○国務大臣(榎本幸弘君) これは私、この大学は第一の問題はいま申されましたように、非常に内容的にむずかしい大学でございまして、この大学をりつぱにつくりあげるといふ面も相当の努力が必要と思ひます。それから第二の問題は、これに必要といたします教師、いわゆる先生をいかにして集めるかといふことが非常に問題でございまして、これはいまこの教師につきましては選考委員会をつくりまして、広く人材を日本全国にこれを求

一つの見通しがつきましたので、これを四十三年度から開校するというところで今度お願いをいたしておるわけでございます。でございまして、そういう歴史的な意味合いにおきまして福岡につくるといふことに決定したわけでございまして。

めて相当なこの組織について進展をいつづき
ざいます。しかし、これを一ぺんに幾つもそうい
うふうにつくるといふことは非常に困難な問題で
あると思ひますが、遠き将来におきましてこれ
が非常な成果をあげてまいりまして、近代産業と
してぜひ必要であるといふことから、必ずしもこ
れは一つだけでは済まぬじゃないかという問題が
起こつてまいりますれば、これは私もいたし
まして必ずこの一つに限定をするといふだけの意
味は、ただいまはつきりこの一つだけで絶対にあ
とはつけないと私は明言するだけのあはれない
のでございまして、さしあたりは、やはり当分の
間は幾つもこれをつくるというよりは非常に困難
じゃないかと思つております。

○秋山長造君 現在、この年度の芸術工科大学が
ねらっているようなデザイナーの高度な、程度の
高いデザイナーの養成といふことでしようが、い
ままではこの程度の高いデザイナーの養成とい
ふことはどこでやっているのですか。いままで
の大学でこういうことをやっているところがあり
ますか。

○政府委員(天城勲君) 名称から申しますと似た
ようなところはないわけではございません。国立
大学につきましては千葉大学の工学部に工業意匠
学科といふのがございまして、これはある意味で
は、いま先生おっしゃったように、いわゆる従来
いわれております工業デザイナーの学科でござい
ます。ここで考へておりますのは、工業デザインと
いう、従来いわれておいた工業デザインだけでは
ございせん、もっと広い意味をもつて、いわ
ゆるデザイン、日本でデザインといふことが非
常に狭く解されているので、ときどき誤解を受け
るのでございまして、ここでは設計といふことば
を全体に使つておりますが、環境の問題でござ
いますとか、あるいは工業の問題だけじゃなくし
て、画像の問題でとか、あるいは音響の問題、
芸術面と非常に関係の深い分野について研究し
ていこうといふのでございまして、現在類似の学科が
ないわけではございませんが、ここであらうい

るような総合的な学部と申しますか、これは初め
でだと思つております。

○秋山長造君 専任教員四十六名という計画のよ
うですけれども、この学科の名称、それからいろ
いろな教育内容、この資料を拜見しますと、どうも
一つ一つが全く私に予備知識がない者はわからぬ
非常にむずかしい感じを受けるのですが、いまの
国立大学の中にこういう専門家、大学の教官とし
ての適格者といふものはこれは四十六人そろえな
ければならないのですが、これはこの陣容をそろ
えることについては文部省は自信と見通しを持
つておられるのですか。

○政府委員(天城勲君) 大臣もさきに触れられた
ように、この教官をどう構成するかといふことが
この学校のかなめだと思つております。これは国
立大学に限りません、国公私立大学、あるいは
さらに広く民間の機関におられる専門家を対象に
いたしていま検討いたしているわけではございま
す。四年間に完成いたすわけではございまして、特
定の分野につきましては現に検討している中
に、まだ若い研究者で海外で研究している方もあ
るような状況でございまして、従来の大学教官の
ソースにこだわらず、かなり広い範囲から研究者
としての適正なる方を探そうといふのがいまの選
考委員会の考え方ではございまして、大体の全体に
ついての見通しはある程度でかかつていっているのが現
状でございまして。

○秋山長造君 やはり私は地域的なハンディとい
うようなことはあるでしょうし、なかなか優秀な
陣容をそろえるといふことはたいへん骨の折れ
ることじゃないかと思ふ。しかし、まあせつかく
こうやってつくるわけですから、ひとつその点は
十分配慮をされて、文部省としても、ただ看板だけ
の学校で、生みつばなしにならぬように相当腰を
据えて、名実ともに備わつた大学に仕上げるよう
に、これはうんと努力をされなければならぬのじや
ないかと思ふので、まあその点は強く要望してお
きます。
それから、もう時間ありませんが、もう二点

だけこの際伺ひしますが、一つは、さつき林委
員の御質問に関連して大臣からちよつとお話が出
ておったのですが、無給医局員の問題ですね、こ
の無給医局員については、今度、予算で若干、一
億円ばかり組まれておるようですが、もちろんこ
れで、一億円の予算でこの無給医局員の問題が片
づくとは思ひませんが、無給医局員は一体いまだ
のくらの数があつて、そしてそれを今後どうい
うようにして解決をつけていこうとされているの
か、何か計画があるやに聞いておたわけです
が、その点をちよつと御説明願ひたいのです。

○政府委員(天城勲君) 現在、無給医局員は大
ざつぱに申しまして八千人ほどでございます。これ
の段階におきましては、先ほど申したように、こ
れより医学教育に関する懇談会が持たれており
ましたときでございまして、その答申が最終的に
まだ出ておりませんので、抜本的な方策を立てか
ねたわけではございまして、しかし、現実におき
ましては対処いたさなければならぬものですか
ら、私たちこの無給医局員と言われている者の実
態がかなり多角的でございまして、これを十分
明らかにするといふことを一つ考へております。

それで、同時にこの無給医局員と言われている人々
の中で、現に臨床研修の立場から臨床に従事し
ている方があつてございまして、その臨床に従
事している人たちが、大学の診療業務に、ことば
は何と申し上げていいか、要するに寄与してい
る、診療業務として寄与している分につきましては
は、それに対する対価を支払わなければならぬ
だらう、支払うべきであるといふ考え方は、研
生でありましても、診療業務に従事すること
によつて大学の診療に貢献する、寄与している
という部分については対価を払うべきであるとい
う考え方から、診療協力金という名目で今度予算
を計上いたしたわけではございまして、これはいわ
ゆる無給医局員と言われている人々の医局におけ
る勤務実態と申しますか、研究実態が非常に多様
でございまして、これを今年度中に明らかにいた

しまして、その上でたゞいま申し上げたような措
置をとりたい、かように考えたわけではござい
ません。一方、大学自身の診療要員の不足というこ
とがいろいろ言われております。実質的にはこの無
給医局員と言われている方々の中には、十分診療
要員としての実力を持っている方々もおられます
し、これらの方々については診療要員の定数を増
加することによつて、はつきりと病院の医官とい
う側に入る方もあります。その両面から問題を考
えていかなくちやならないのじゃないか、かねて
大学卒業後の研修制度といふものがこの無給医
局員の実態の中にございまして、臨床研修体制を
整えながら、病院としての必要な診療要員を確
保するといふこの関係を明らかに仕分けいたしま
して、今後、無給医局員といわれているものの実
態を制度的に明らかにしてまいりたい、こう考へ
ているのがいまの方針であります。

○秋山長造君 今度その診療業務従事者として予
算を組んでおられるのは何人ですか。今度の予算
の。診療協力金でしよう、この予算の対象に
なっているのは何人ですか、八千人の無給医局
員のうち。

○政府委員(天城勲君) これは先ほど申しました
ように、現在八千人おりますけれども、勤務ある
いは研究の実態といふのが残念ながら詳しくわ
からないのでございまして、それで、私たちいた
しましては、今年度の前半にこの実態を明らかに
いたしまして、その実態に即して診療協力金を使
いたいと思つておりまして、現時点におきまして
はこまかい積算ができておりません。

○秋山長造君 最初の文部省のお考えでは病院教
官といふんですか、何か病院教官という制度をつ
くつて、それに漸次切りかえていくというよう
なおつもりじゃなかったんですか。私ちよつと総選
挙の前ごろでしたか、何かそういうことを耳に
したことがあるんですけれどもね、無給医局員の問
題が新聞に言われておたところなんです。

○政府委員(天城勲君) これは先ほども申し上げましたように、大学として、また、大学の病院として必要な人員、これは先ほども林先生の御質問にもございましたように、教育と研究と診療という三要素を持つております病院といまして、普通の病院の基準以上に医療職員を常置しなければならぬ問題でございますので、その面で必要な職員は職員として確保する、そういったしますと、現に無給医局員と言われている方々の中で、実質的に医療要員になるべき資格のある方、あるいは実質的にそのいふ貢献をしておる方もありますから、そういう人たちは私たちの考えでいけば助手とか、あるいは講師という身分で病院側の職員になつていく、そうでない人はやはり本質的に研修が目的なので、それは研修員として取り扱っていく、これを明らかにしたいというのが今回の考え方でございます。ですから無給医局員の解消といいますが、その方法は両面から考えていかなければならない、こう考えております。

○秋山長造君 そういたしますと、やはりこれとありあらずこの医療協力金制度というものをつくつて、そして手当を支給していけるのなら、ことし一年かかって無給医局員の実態調査をやつて、調査がまとまつた上で、いま局長のおっしゃるような二つの方法によって何か年次計画でも立てて、はつきり無給医局員というものを解消していく、こういうように受け取つておつたらいいますか。

○政府委員(天城勲君) 基本的には私どもはさように考えております。ですから、今後ほんとうの研修をするものについては、これは研究生としてのはつきりいたすと、その辺の仕分けをいたした上で、かねて、このたび医療教育の懇談会から出ました答申もございまして、その制度を織り込みながら言われておる無給医局員のあいまいな制度というものはつきり仕分けしたい、そういうつもりでおります。

○秋山長造君 それからもうこれでやめますが、提案説明の第三のところの、国立大学の付置研究

所の新設その他に関連してちよつとお尋ねするのですが、まあせんだつて来、科学研究費の援助をアメリカ軍から受けていたという問題が出てきてずいぶん議論を呼んだわけですね。もうきょうはそのことは繰り返しませんけれども、ただ結論だけお尋ねしておきたいのは、あの当時、佐藤総理大臣も、こういう問題についてはとにかくけじめをつけねばいかぬということは何回もおっしゃつた。それからまた文部大臣もそれと同じようなことをおっしゃり、さらに大学の自治という原則はあるが、しかし、終局的にはやはり文部大臣の責任だ、だから何らかのやはり結果をきつとつけていきたいというような意味のことを何回もおっしゃつた。まああちこちの大学でも自発的にこれを辞退するとか、今後は一切やめるとか、いろいろあとに尾を引いているわけですが、文部省としては終局的にこの問題は今後どういうように処理をされるのですか。

○国務大臣(榎本亨弘君) まあ基本的に文部省はこれまで大学に対して、学者の研究については関与しない、学者の自主的な判断にまかせるという態度でずっとやってまいりました。しかし、今度の問題が起りました、これはやはり大学の教授の自主的な判断において正しかったということは一応言えないと思ひます。しかし、文部省の立場としては、あくまでこれはおもしろくないからやめろというような命令的な態度に出ませんで、大学自体がこの問題について反省をしていただこうという考えをいたしました。先日、実は関係のございします全部の大学の事務局長を呼びまして、これに対して大学自体で何らかの話し合いで考え方をまとめて持つてくるようにということと、おそらく関係大学で話し合いをいたしました。これに対する結論を大学自体が出したという形で持つてくるのだらうと思ひます。そのことを期待していま処置をいたしておるわけでございます。

○秋山長造君 こういう問題が出るたびに日本の政府の出しておる科学研究費が非常に少ないという

議論が必ず出てくる。まあ私自身は、今度の問題と科学研究費が少ないということは、それは関連がないことではないでしょうが、だから、どつからでももらうということにはならぬと思ひます。これはやはりその金の問題も金の問題でなければならぬ、やはり学者の一つのモラルといひますか。何かそういうことに触れる面が非常にあると思ひます。そういう意味では、私はその理由がどうであらうか。それは国民の学者、研究者に対する信頼感といひますかね、無条件の信頼感というふうなものに対して非常にやっばりマイナスをつけたと思ひます。すよ。これは極端なことを言えば、科学者に対する国民の信頼感というものを根本的にくつがえしたといつても言い過ぎじゃないか、そういう意味の衝撃というものを与えていると思ひます。それが筋が通つておるかとは別として、そういう意味で即しておるかとは別として、そういう意味では非常に大きな問題を残したと思ひます。大学自身が、しかし、その問題は学界自身、大学自身が、いま大臣のおっしゃるやうに非常に内部で反省されて、今後の善処ということは自発的にやろうというところのようですから、また、文部省としても、あくまでその線で問題を処理をして切りをつけたといひますので、それはそれでけっこうだと思ひますが、その問題についてはもうこれ以上申し上げませんが、それはそれとして、文部省の科学研究費が少ないといふことは、これはもう否定できない。これは全く少ないと思ひます。この科学研究費を何とかもう少し思い切つてふやすといふことはできませんか。

○国務大臣(榎本亨弘君) 実験講座、非実験講座、診療講座と分けまして、それに対して、年々その講座研究費の分はある程度増額をいたしまして、ようやく戦前までは回復してまいつたと思ひます。しかし、戦前といつても十分でないことは事実でございますが、もう一つ問題になりますのは、特定のテーマによります科学研究費でございます。これは現在におきましては、要望がございまして予算の関係がございまして、特定

研究費の配分科会で詳細に検討いたしました。それを配分するわけでございますが、大体希望の十分の一ぐらいでございまして、相当希望を満たしてないのが現状でございます。ただ、もちろん研究の内容につきまして、特別の科学研究費を配分すべきやいなやといふことは、その学術研究の重要度によることですから、全部希望どおりにくといふことは考えられぬと思ひますけれども、しかし、相当な重要研究につきましては、やはりある程度十分研究ができる程度の考慮をしてやらなければならぬと思ひます。で、この問題につきましては、今回の問題をきっかけにいたしまして、十分私は将来の研究費の問題については努力をしてまいり、学者の要望にできるだけ沿うやうに予算をつけるやうに努力してまいりたい。そういうことによつて、今度のような問題が起らないやうに処置をしたいと思つております。

○秋山長造君 去年の予算を拝見しました。この科学研究費として三十七億八千万円、ちよつと三十八億円で、全国の大学研究所、これは全部含まれているのだらうと思ひますが、それが三十七億八千万円、これは一人当たりになら、何か一説によると、一円か二円にたつた。何だといふ話ですが、どういふ計算でこの一人当たり二万円程度になるのか、私はその積算の根拠というものは全然わからないですけれども、いづれにしてもスズメの涙ぐらいな配分にしかならぬといふことをもつぱらいわれてゐるわけですね。たとえば東大の宇宙航空研究所とか、あそこのロケット打ち上げの経費なんかというのは、あ

そこの宇宙研だけで三十四億ですね。もちろんこれが多過ぎるやうに思ひますが、多過ぎると言ふのじやないが、そういうことに比較してみても、あまりにもこれは問題にならぬ数字じやないか。しかも、その上にさらに先ほど国大協から出た大学教官の待遇改善の要望書なんかの内容を照らし合せて、読み合せてみますと、それはもう全くお話にならぬのじやないかと思ひます。ことしのこととはちよつと私、数字がわからぬ

ですけれども、去年の、四十一年度の科学研究費が三十七億円で、これはガンの特別研究費だとか、研究成果刊行費、こういうものを全部含めて三十七億円で、この申請件数が二万あまりもあって、そうして申請の総額が二百二十八億円で、このうち、ばつさり査定されて三十七億で手をついたというように聞いている。一方ではこういう現実があり、そうして他方には、せんだつて来問題になったような、研究費がないから、あるいは旅費がないから、外国の学会へ出る費用にも事欠くから、アメリカ軍の何を、くれるものはない、へでも食いつく、外国へ行くにも立川からアメリカ軍の飛行機を利用して、ただで行つてくるといふようなことが起こる。しかもさらに他面では、何でしよう、海外引き揚げ者の引き揚げ財産の補償ですか、まだ確定したわけじゃないですけれども、二千億とか三千億とかいうように、まことに

来の問題もあつたときだし、私はやはり一つのことだけとしていい時期だと思ふのです。これは画期的にひとつ科学研究費の拡充ということ、充実ということをやつて下さい。

〇国務大臣(朝木幸弘君) 終戦後ずっと文部省でつとめてまいりましたのは、まあ基礎研究費の基礎になりまふのは講座研究費でございまして、これが非常に少なかつたのをだんだん上げてまいりました、そのネットがだいたい上がつてまいりまして、私も申しましたように戦前の程度まで達したと思ひます。これもだから通常の講座におきまして、通常の教授が研究される経費につきましては講座研究費としていつておるわけでございますが、ただいま秋山委員の申されましたのは、この科学、特定のテーマを各学者が示しまして、その自分の研究をやりたいという希望を申し述べて、その要求が二百何十億にも及んでおる。これがまあ何何%というのが科学研究費として計上されておるというものが現状でございます。これはもちろん科学研究費の増額ということはおつしやることと、いままでも増額につとめてまいりましたけれども、その額は問題にならぬのでございまして、今後これを相当増額するということ、私としましては責任をもつてやつてまいりたいと、かように考へておる次第でございます。

〇秋山長造君 この科学研究費の中でも、特にあのガンにつきまして、ガンの特別研究費という予算項目がありまして、年々相当多額な研究費を出しておられるようです。四十一年度二億五千万円、四十二年度は三億円という特別研究費まで組んでいられるので、このガンの研究というふうなものは相当文部省として力を入れておられると私は思ひ込んでおつたのです。ところが、せんだつてこの五月十八日の朝日新聞、例のアメリカ軍からの研究費をもらった云々というあの記事のしまいのほうに、佐々木研究所の所長の吉田富三博士です、吉田博士のことばとして、「日本のガン研究がこれまで伸びたのは大半はアメリカの援助資金による、こういうことを吉田博士が語られたと

いうことがあるのです。まあこれは間違いじゃないだらうと思ふのです。特にカッコしてある。このガンの論議をするつもりはありませぬけれども、一体この吉田博士がおつしやつたようなことが事実だとしたら、これは一体日本のガン研究というものは何だという、あるいはまた政府にしても文部省にしてもそれでいいのかという感じがするんです。で、私は大学のガンの研究をしてる学者の人から、何人かの人から聞いたのですが、たとえばガンの研究なんかやるにしても電子顕微鏡ですか、電子顕微鏡というものがぜひ必要だといふんです。はかのものはなくてもいいから電子顕微鏡だけでもぜひ研究室に一つずつはほしいんだという、これもたいした、何百万円か程度に電子顕微鏡というふうなものが、この共同使用で一つか二つしかないというのです。やっぱそれではほんとうのガンの研究はできぬというのです。やっぱ研究室に一つずつはほしい、それをやつてもらうとガンの研究というものが非常に進んだというのを何人かの専門家が私に聞いたんですが、まあやっぱこれも研究費が少なから、それでできないということになるんだらうと思ふ。これはまあ一つの例ですけども、そういう問題について、この席で、ガンの専門家ではないんですけれども、大臣か局長か、私に申し上げたことについてお答えできればお答えしてもいい。

〇国務大臣(朝木幸弘君) 実は新聞記事の問題でございますが、記事が載りました吉田博士が私のところに参りまして、ああいう記事が載りましたが、私の申ししたことを何か誤解されて記事にしたんだと思ひます。私はそういうことは絶対に申しておりませんからというように言つてまいりました。これは何か吉田博士とのお話があつたことは事実でございますが、何か誤解をされた点があつたのではないかと。吉田博士自身も私のところへ参りました、そういうことは絶対に申しておりませぬというのを申してまいりました。しかし、

事実アメリカのおかげでなつたとは、そういうこととは言い過ぎだと私は思ひますが、ガン研究につきまして、やはり十分な研究費がいままでいってなかつたことは事実でございます。なお、電子顕微鏡等も、これはいろいろガン研究、あらゆる面から研究しておられる方がおられますから、特に電子顕微鏡が必要な面につきましては、私もガン研究に最重点を置いておるつもりでございますから、そういうこともできるだけ御要望に沿うように、今年は特に予算を認めていただきまして相当増額をしてみたいと思つております。

〇政府委員(天城勲君) ちょっと補足させていただきます。ガンの研究につきましては、ガンの基礎的な研究と大学の病院におきまして診断治療という面とを併せて、私たちが特にガンの研究というものを横並びに見ていろいろ措置をいたしておるつもりでございます。科学研究費の中におけるガンの特別研究も、たまたま吉田先生のお話が出ましたけれども、吉田先生方専門の方々の強い御要望もございまして、別ワグにいたしまして、本年度三億というように逐次伸ばしてまいりまして、これで百%というわけにございませぬけれども、関係の学者から非常に科学研究費内のガン関係の特別ワグというところについて喜んでいただいておりますのでございまして、したがって、私たちがこれ

〇秋山長造君 もうこれだけ質問終わりますが、大学のこの研究費の積算のやり方ですね。それから

〇秋山長造君 もうこれだけ質問終わりますが、大学のこの研究費の積算のやり方ですね。それから

〇秋山長造君 もうこれだけ質問終わりますが、大学のこの研究費の積算のやり方ですね。それから

〇秋山長造君 もうこれだけ質問終わりますが、大学のこの研究費の積算のやり方ですね。それから

配分のやり方はどういうようになっておるのですか。といいますのは、これは、これもこの間新聞記事に出ておった、湯川研究班に対して今年の研究費の配分がゼロだという、新聞に出ていたね。ああいうことにも関連して、研究費の積算と、それから同時に配分のやり方、それからそれに対して文部省がどの程度タッチしてどう対処するかというようなこともあわせて説明してください。

○政府委員(天城勲君) 研究費にはいろんなものがございますが、大ざっぱに分けて基本的なものが、教官当たりの積算校費、通常講座研究費と言われている研究費でございます。これが四十二年で総額約二百三十七億でございます。これは自然系、人文系それから臨床系によって単価が違ってまいりますので、これはそれをもとにして大学に講座数に応じて配分いたします。それから、ただいま例を申されたのは科学研究費でございます。科学研究費は、先ほどのガンの三億を含めまして、総額本年度四十一億八千万でございますが、これの配分は非常に専門的な要素がからまっておりますので、私のほうに科学研究費の配分の委員会がございます。これは各分野の専門家を委嘱するわけでございますが、主として学術会議の御推薦を得た各専門分野の科学者をもって、専門分野ごとの部会を設けて、そこで大体予算で、科学研究費のうちの特定研究とか、あるいは総合研究、基幹研究、各個研究とか、いろいろのワケがございますので、最初にそのワケについてお示しいかという基本的なことを御相談をいたしたい、それから研究者から申請のありましたものをこの専門の委員会検討していただきまして、決定したものをわれわれ答申していただくというシステムにいたしております。ただ、先ほど来お話しもいたしますように、何ぶん申請件数が非常に多いところへ持ってまいりまして、予算額の限度もございまして、すべての希望に応じかねる。件数で、昨年、大体申請件数の二〇%ぐらいだと

思います、採択件数は。それでときどき二、三万とか二、三千万というお話も出るのでございますけれども、これは研究のカテゴリーによりまして、最高は千万円台、千五百万円という大きなものも研究テーマによっては出るようになっております。そういうような仕組みでございます。

○鈴木力君 相当時間も経過しておりますから、端的にお伺いいたしますが、いまの国立学校設置法の第八条には、国立高等学校の項に、いまの商船高等学校と電波高等学校と一緒になっておりますが、その電波高等学校について若干伺いた

まず一つは、電波高等学校の教育の内容と目的は何か。それから、時間があるから、この電波高等学校の卒業生の状況といえますか、実態といえますか、把握できればそれを伺いたい。

○政府委員(斎藤正君) 国立電波高等学校は、御承知のように、戦後、通信関係にありまして無線通信講習所を学校教育法に基づいて転換したものでございますから、したがって、電気通信に関するオペレーターの養成ということを目的としております。現在は三校ございまして、これを合計いたしますと、本科二百八十人、そのほかに専攻科百五十人、それから第一別科百五十人、第二別科百五十人、計六百八十人の定数でございます。この中で二級の無線通信士の受験を期待する者が、本科、専攻科、これはまあ重複いたしますが、それに第二別科がございまして、三百八十人、その中で、四十一年度で申しますれば、この海運関係に就職した者百二十人、その他は陸上の生産会社その他に就職した者といふことでございます。そして、就職自体としては心配はございませんが、この海運関係につきましても三十数%という就職率でございます。これが一つには船舶関係の職員の需給状況とか、あるいは船舶職員法に基づく人数とか、いろいろなことが影響をしまして、三十五年以後の状況を見ますと、かなりまちまちな様相を呈しております。四十一年度はいま申し上げました数字でございます。

○鈴木力君 まあ陸上にいく分は陸上の分としてですね、あとでまた議論があると思うのですけれども、この電波高等学校が開設をされてから今日までずっと教育をしているわけなんです。この電波関係の、何といえますか、技術が高くなった。あるいは水準が高くなった。そういう今日の情勢で、いまの高等学校の教育内容、そういう点から検討がされたことがありますか。あるいは検討の必要を感じたことがございますか。そういう事情、事情についてというのもこれもおかしいのですけれども、そういういきさつがあったらちよつと伺いたい。

○政府委員(斎藤正君) 実は私のお答えすべき範圍をやや越えているのでございますが、私どもとしては現在の高等学校段階のもので、どこまで、まあ二級免許なり、あるいはこの第一別科にありまして三級程度のもので充足できるかという観点からまあ検討しております。いまの御質問は、まあ高等教育のような段階で、どういふ一休現在のその需給状況を勘案して将来検討すべきかという御質問だろうと思っております。この点につきましても、たとえば国立の大学で、電気通信大学であるオペレーターの学校、あるいは短期大学、あるいは私立に幾つかございます短期大学の学校、そういうものはあるわけでございますけれども、実態として、そういうものが大型船舶の船舶通信士としてどういふふうなことで、どういふふうな将来流れていくかというふうなことにについては、なお検討すべき課題がたくさんあると思っております。私どもも今後検討してまいりたいと思っております。

○鈴木力君 だいぶ古い話ですがね。電波法が通過いたしましたときの審議のときに、衆議院で文部省が答えている答弁があるのです。それによりまして、いまの斎藤局長の答えた趣旨とはだいぶ違ひ答弁が出ています。これはまあ古い速記録をひっくり返してどういふことかといひませんけれども、たとえば、国立電波高校は二級をもつばら養成している。二級通信士養成で

すね。二級以上を取るのが目的だから、成績のいいのは一級も取り得るというふうな話からずっといって、現状では、早急に学校の教育内容の検討、学科編成の検討を進めたい、これが衆議院の答弁なんです。そのときの質問の要旨は、もうそのときから電波高等学校を専門学校なり短大なりにつくりかえて、そうして教育内容を変えていかなければいけないじゃないかという趣旨の質問に對して、そういう検討をするという答えを実は三年前にやっています。で、そういう経過から今日の状態を見ますと、だいぶ期待をしていながら期待に沿っていない、こういうことが言えると思っております。で、さっき局長から御答弁がございましたけれども、私どものほうの調査ではこういう状態になっておる。三十九、四十、四十一年度の合計になりますけれども、電波高校の卒業生で、国家試験を受けて通信士の免許を取った者の状況は、合計していいますと、専攻科の卒業生二百六十五人のうち一級が六十二人取れている。それから二級は四十九人取れている。本科の卒業生は、九百人のうち一級が二十九人、それから二級が九十八人通っております。こういう状態からいたしますと、二級以上の通信士を養成する高等学校といふことは、今日の通信関係の進歩に追いついていけないんじゃないかと、こういう感じを私はこの統計からは見るのですけれども、こういう点についてはいかがなものですか。

○政府委員(斎藤正君) この二級の試験あるいは専攻科については二級ないし一級の試験を受けて、その受けた合格率という問題につきましても、実は三十三年まではこれは改正前でございますけれども、八〇%程度あったのでございます。その後のいまの三〇%前後のような合格率の問題は、先生のおっしゃるような教育内容としてまず改善すべきものがあるという点も別に否定はいたしませんけれども、実は全体の需給状況というも

のが、また一つには左右するのでありまして、船舶にいくという一需要が非常に多くて、どうしてもその道をいくというときの受験の態勢と、それから三十五年以降は船舶のほうの求人状況あるいは弱電関係の陸上の雇用状況、いろいろなものから全部教育内容の問題があるというふうなだけ即断するのは、もう少しいろいろ複雑な要因があるというふうな考えますけれども、しかし、御指摘のように、教育内容についてもなお改善すべき——電波法の改正等と関連してすべき問題があるというところはあろうと思いますが、ただ、数字をそれに全部引き直すということは私はもつと検討すべき要因があるだろう、こういうふうな考えます。

○鈴木力君 受験しない者があるかもしれないし、陸上の弱電関係に就職する者は、これは通信士の免許状を取らぬでもいいから、そういう者もあるからと、そういうことですが、しかし、これを全部見ていくのかどうかですね。少なくとも二級以上の免許状を取らせることが一つの学校の目的である場合に、これが受験の志願者が少ないというなら話はわかる。しかし、私のところではいろいろ調べてみたところによると、これは受験の志願者が少ないどころの騒ぎじゃない。しかも、本科だけではどうにもならぬで専攻科に入る、あるいは再教育を受ける。こういう状態の生徒が相当数いるというのをわれわれは聞いておるわけです。特にいまの需給関係で申しますと、一つは電波法の改正によって貨物船も含めて一級通信士でない採用にならないという、そういう状態があるわけでしょう。そういう状態がありますときに、一級はなかなか取れないといういまの高等学校では、国立の高等学校としては相当検討を要するんじゃないかという感じがするんです。もちろん通信大学がある——電気通信大学ですか、国立の大学があるからと言いますが、あの大学の卒業生の船舶関係の就職状況を見ると、あまりたくさん出ているというふうには見えないわけ

です。そういったしますと、船舶の乗員を養成する——乗員だけを養成するということにはならないのだけれども、相当数はここから船舶の乗員が出ていくわけでありまして。そういう面を考慮した行き方で行かなければいけないんじゃないか、こういうふうに見られる。で、時間がないから端的に申し上げますけれども、私はやはり、船乗りというところば悪いけれども、船舶職員の資質を向上するということまで、いまの商船高等学校を専門学校に今度格上げをするわけです。そういったしますと、相当部分の生徒が船舶職員になっていくことも事実だし、これからまた一級免許状を持たない船舶職員にならない、そういうような情勢になればなるほど、こうした一級を取らせるような学校に切りかえる必要がますますのびてくるんじゃないか、少なくとも高等学校という課程では相当無理な状態があるのじゃないか、こういうふうに思うんです。で、いま直ちに私はここで電波高等学校を専門学校にすべきであるという、そういう回答は求めませんけれども、このことが社会的に要請される時代になってきた、これだけは認めてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(斎藤正君) いま御指摘ありましたように、大型外航船の要員としての甲種船舶通信士、その基礎として必要な第一級の無線通信士を、現在の高等学校三年で期待することは実態として無理であるという点は私もそのとおりであると思います。この点につきましては、一つは今後における甲種船舶通信士の需給の問題、あるいはこの高等教育におけるそれとの関係で、一体そういう分野の養成をどうすべきかというところは、大学局が中心になりますけれども、私どもとしても検討してまいりたいと思います。

○鈴木力君 この需給の関係というのを主たる要素にされるということについては、これは相当私は時間をかけて議論をしないといけない問題がたぶんあると思うのです。これはたとえば電波法の改正のときに、御存じと思いますが、いままでの三人の定員が一人に減じてもよろしいというよ

うな、そういう改正もあるわけですね。しかし、改正があったから一人で済むかという、これは雇用主である船主ですか、それからこの通信士の団体との間に一つの協定をしてきめるべき筋合いになってくる。ですから、そういう問題がいろいろと要素が組み合いますから、文部省筋が、船主協会といいますが、もっぱら雇用者側の意見で需給が少なくとかどうとかいう判断をされると、これはもう少し実態を明らかにしなければいけない問題があると思う。だから、私のほうは、いま時間もないことですからそれらを議論しようとはわれわれは思っていないんですけれども、少なくとも需給関係からいっても、これから一級免許状を持った者がたくさん出てこなければいけない。それから年齢関係からいっても、電波法を改正をして、いよいよ二級免許状を持つておる者が切りかえをしなければならぬという時期にいろいろな処置があると思う。いろいろな処置はあると思うが、その後の見通しからすれば、やはり国として養成をするということをやめようとしていないと、船舶の航行安全という問題とも抵触をするおそれがある。そういう意味で、私は本来ならば、いま商船高校を専門学校にすると同時に電波高等学校も専門学校にして、そういう社会の要請にこたえるべきだという意見を持っておられますけれども、直ちに、いまのこの法案の審議のいきさつからいいますと、そういうわけにもいかないような状況ではありますけれども、少なくとも私が申し上げるような社会的な情勢なり、あるいは電波関係の技術、あるいはそういう面の進歩の度合いなり、そういう点から少なくとも専門学校にしてこの内容を高めていくという、免許状を獲得しやすいような状況にしてやる、そういう方向で検討してもらいたい、これがまあ私の申し上げたいことなんですけれども、これは大臣にひとつ方針とい

たいという要望が相当ございます。でございますから、私どもは直ちに、予算が通過しましたので、それに計上されております調査研究費を利用して取りかかるともりでございまして、鈴木委員のおっしゃいました趣旨におきましては、鈴木委員の御趣旨に沿うような方向に向かひまして検討してみたいと、こう考えております。

○鈴木力君 ちょっと私の申し上げる趣旨と——大体あとのほうは近いんですけれども、私が大臣に申し上げたいのは、他の高等学校といいますが、他の高等学校とあわせて検討するといふ、そういうことではなしに、私は、たとえば船舶職員なら船舶職員という構成を考えたときに、船舶職員の中には、航海士もある、あるいは機関士もある、通信士もある、こういう形で一つの船舶職員というものが構成されているわけです。しかも、これは明らかに、私は元来なら原則的には専門学校をふやすべきではないという大臣のお考え方には賛成なんですけれども、しかし、いまの教育の実態からいって、明らかに電波高等学校のほうは、いまの高等学校では現在要請される免許状取得には不適だ、不適だという、教育が足りない、そういう状態がほほ明らかになっておるのですから、そういう場合には特殊教育もしなければいけない、そのことが明らかになっているんです。ほんとうを言えば、商船専門学校とセットで検討してもらいたいという気持ちなんですけれども、技術的に言いますとセッットにはならぬわけですから、ただ、そういう基盤に立つて検討してもらいたい、これが私の要望なんです。

○国務大臣(鈴木幸三君) 私の申し上げましたのは、それはもちろん御趣旨のとおりそう考えてまいりますが、同時に、やはりこの際、高専の大体外部でございまして、どの程度まではということをごいいますから、これだけ一つ取り上げてどうとかということではなしに、これだけ一つになる

かもしれない、あるいは他の種類のもの、類似のものがあれば取り上げて、この程度であれば高専に将来やってもいいじゃないかというところの、一つの外ワケをつくりたいと思っておりますので、その際には十分御趣旨に沿うように考えていきたいと、このお答えを申し上げたわけでございます。

○鈴木力君 もう一つだけ申し上げます。そういう順序でそういう検討をしていただくということ、まあ順序はそうなければいけないと思いますが、けれども、ただ、検討中ということ、これがずっと延びることになりますという、いま当面して高等学校の生徒が非常に心配が多くなるわけ、それは私どものほうにも、高等学校のPTAやそういう関係者からも、できるだけ早くやってくれと、こういう希望もずいぶん出されておるわけでありますから、その辺も、あるいは学校当局等の希望等も調査をされて、これはできるだけ早くやっただきたいと思ひます。そういう私の強い要望を申し上げまして質問を終わります。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それではちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案

に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大谷藤之助君) 総員挙手、全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

鈴木君より発言を求められておりますので、この際これを許します。

○鈴木力君 私は、ただいま可決されました法律案につきまして附帯決議を提案したいと思ひます。皆さんの御賛成を得たいと存じます。

次に、案文を朗読いたします。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項の実現について、速やかに検討し努力すべきである。

一、学校教育法第二十八条の規定の趣旨に基づき、養護教諭の養成、待遇等について必要な改善策をたて、その充足を推進すること。

一、近年における電波通信技術の発達とその重要性にかんがみ、国立電波高等学校の高等専門学校への転換を図ること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(大谷藤之助君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

ただいまの附帯決議を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大谷藤之助君) 総員挙手、全会一致と認めます。よつて鈴木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。鈴木文部大臣。

○国務大臣(鈴木文部大臣) ただいま本案について行なわれました附帯決議につきましては、その御趣旨に沿ひまして、その実現についてすみやかに

検討し、努力をいたします。

○委員長(大谷藤之助君) なお、本院規則第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、複式学級解消並びに級外教員及び養護教員の配置に関する請願(第一〇九九号)

一、在日朝鮮公民の民族教育の保障に関する請願(第一二〇〇号)

一、ローマ字統一促進に関する請願(第一二〇二号)

第一〇九九号 昭和四十二年五月十六日受理

複式学級解消並びに級外教員及び養護教員の配置に関する請願

請願者 高知県中村市奥鴨川高知県中村市へき地学校・複式学校連絡協議会 内 大崎寛己外千八百四十九名 紹介議員 寺尾 豊君 塩見 俊二君

へき地教育振興のため、左記事項の実現を図られたい。

一、複式学級を即時解消すること。(一時に解決できなければ、学級定数を大幅に引き下げるにと、小学校一学年と六学年及び中学校の複式学級を即時解消すること。)

二、養護教員と級外教員を配置すること。

理由

一、へき地における教育のおくれは、とくに顕著であり、教育基本法第三条に規定された「教育の機会均等」の権利が「へき地教育振興法」の下においても一向に実現されず、いまだに前近代的な複式、複複式の状態にきづけられている。複式教育では時間的、労力的に著しく問題が多く、児童生徒と教師へのしわ寄せが積み重なり、教師の涙ぐましい努力にもかかわらず、子供の能力を伸ばすことは不可能である。

二、医師から遠いへき地では、病気の治療に交通費、治療費がかさみ、ややもすると治療を放置し、慢性化することが多いので、病気の予防対策、早期発見、簡単な手当等を校医の指示により学校でできるように養護教員の配置がぜひとも必要である。

三、学級には共通の事務もきわめて多く、それらの仕事を全体的に処理し、教師の出張や休暇の時、これに代わつて指導のできる級外教員の配置は切実な問題である。

第一二〇〇号 昭和四十二年五月十六日受理

在日朝鮮公民の民族教育の保障に関する請願

請願者 三重県四日市市高花平五ノ一 荒井孝行外三十名

紹介議員 須藤 五郎君

わが国に居住する朝鮮公民が、母国語による民族教育を行なうことは、世界人権宣言の規定にもあるように、侵すことのできない正当な権利であり、国際慣例からも当然認めべきであるから、政府は、在日朝鮮公民の希望するとおり民族教育の権利を全面的に保障せられたい。

第一二〇二号 昭和四十二年五月十六日受理

ローマ字統一促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷四ノ五ローマ字統一を促進する会内 安川第五郎外十四名

紹介議員 市川 房枝君

ローマ字統一を促進するため、国会はすみやかに所管官庁を督促するなり、あるいは促進方法の審

議機関を設けるなりして、ローマ字つづり方統一
の実がある方策を考えられたい。

理由

日本の地名をローマ字で書きあらわす場合の
ローマ字つづり方を統一することは、文化的にも
実務的にも国際関係においてもきわめて重要であ
る。政府は昭和五年以来その解決につとめ、前後
十一箇年の歳月をかけて審議をつくした結果、昭
和二十九年十二月の内閣告示並びに内閣訓令を
もつて将来の方針を公約したが、その後事態はほ
んど進展せず、政府はこの訓令の実行について
全く無関心、無責任であるかのように放置してい
るのはよろしくない。

第四号中正誤

ベジ 段 行 誤

一 三終り二 ことではござい
から二 す ません

三 三 〇 〇 独得 独特
〃 〃 〇 〇 一八八六年 一八九六年

第五号中正誤

ベジ 段 行 誤

一 三 〇 〇 使用 私有 正

〃 〃 終り六 特策 得策

五 四 二 基礎的 記録的

六 一 終り六 公表しません場 公表します場合
合

九 三 〃 二 個所 歌唱
〃 〃 〇 〇 含めまして二回 含めまして三回

第六号中正誤

ベジ 段 行 誤

七 四 七 三十一 年 三十七 年 正

昭和四十二年六月八日印刷

昭和四十二年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局